

新しい時代の学校事務の展開と事務職員

— 第6次研究中期計画のまとめと今後の展開 —

はじめに

全事研では、第6次研究中期計画に基づき「子どもの豊かな育ちを支援する学校事務」を大会テーマとして研究を進めています。初年度の第36回高知大会で3つの事務職員像「学校の自主性・自律性を高める事務職員」「地域との連携を推し進める地域に根ざした事務職員」「学校組織マネジメントを展開する高度な経営能力を持った事務職員」を示し、その具体的姿を事例、実践例をあげながら検証してきました。兵庫大会では、学校情報マネジメント戦略を展開する事務職員、神奈川大会では学校評価を通して学校の改善に取り組み、透明性を高めていく事務職員、愛知大会ではネットワークを駆使し、学校内外の資源を効果的に投入し教育活動を推進していく事務職員を提案しました。その根底にあるのは学校情報を通じてマネジメントを展開する事務職員の姿でした。

第40回福島大会では「情報管理と危機管理、学校事務」を特集テーマに、子どもが様々な危機（保健衛生・自然災害・不審者・事故・動物被害・いじめや不登校、携帯電話によるメールなどの人的被害・アレルギー・施設設備不備など）と向き合っている現状を踏まえ、学校の安全教育、安全管理の実態やあるべき姿を通して、望ましい危機管理の在り方を検討していきたいと思えます。学校の限られた人的、物的、金銭的条件の中、学校単独で多くの対策を講じていくことは困難です。もちろん学校内で緊急時・災害時・日常の維持・予防のため組織運営の在り方やマニュアル整備など教職員が役割を分担し、総合的・横断的な対応を行っていくことも大切ですが、これからは、さらに学校間連携や地域・PTA・行政・ボランティア・NPOなどとの協力体制づくりや情報を媒体としたネットワークづくりなどを積極的に推進していく必要があります。

一方、学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定など新しい時代の義務教育、学校の姿が示されました。子どもの「生きる力」を育むという理念実現に向け、社会総がかりでの教育再生を目指し、教員が子どもと向き合う時間を確保するために外部人材の活用、地域全体で学校を支援する体制の構築、教員の事務負担の軽減、ICT環境の整備、学校の組織力の向上、指導方法の工夫改善等の方策が具体化に向け動き出しています。これからの学校は子どもや地域にとって安全安心で、魅力あふれるものでなければなりません。それには、学校は信頼性を高めるため、ますます開いていくとともに、地域づくりと学校づくりのための運営組織の充実、多忙化を極める学校の事務処理体制の整備など組織力を高め、マネジメントを確立していくことが大切です。

本研究では、このような状況や危機管理の国内外の実態、各校の取組状況などを踏まえ、教育目標達成のため学校経営ビジョンを実現し、子どもの育ちや学びが豊かなものとなるよう学校事務を担い、学校教育を推進していく事務職員の役割や地域連携の推進、学校や地域全体を見渡して「学校内外の情報」をマネジメントし、「組織的、戦略的学校の展開」を通して危機管理に「総合力」を発揮していく事務職員の姿を描いていきたいと思えます。それが高知大会で示した3つの事務職員像の一つの答えであると考えます。

第 I 節 第 6 次研究中期計画の描くもの

全事研研究部は「理想的な学校事務像を追究する研究」を基本方針として、全国的視野に立つ研究中期計画に基づき、学校事務職員制度の充実と発展を目指した研究を積み重ねてきました。今大会は第 6 次研究中期計画の完結年度にあたります。本節では研究の経緯と最近の教育行政施策の動向を踏まえ、今次研究中期計画の目指した学校事務および事務職員の姿を描きます。

1 研究の経緯

(1) 大会テーマの転換と提案の概要

第 35 回山口大会で完結した第五次研究中期計画は、学校事務を学校経営の中で総合的に捉え、その総括者としての事務職員の役割について考察し、事務職員の学校経営参画の意義と重要性を明らかにしました。続く第 6 次研究中期計画（～第 40 回大会）では、新たな大会テーマを「子どもの豊かな育ちを支援する学校事務」と定め、事務職員が学校経営の中核を担い、その仕事を通して学校経営ビジョンの実現を図ること、および学校教育の推進に責任ある立場から教育行政を担うことで、子どもの育ちをより豊かなものにすることができると考えました。この大会テーマは教育活動との関わりを前面に出し、子どもを育む観点から他職種との協働、外部との連携を視野に入れ、「子どもの豊かな育ち」を支援する役割を果たすことを目指すものです。提案の概要は次の通りです。（表 1）

表 1 第 6 次研究中期計画提案の概要

大会テーマ		子どもの豊かな育ちを支援する学校事務
年 度	年次別課題	提 案 の 概 要
16 年度 高知大会	教育活動と学校事務	子どものライフステージと学校事務の関わりを、学校事務機能表を通して検証した。教育活動と関わりを持つ事務職員の職責を考察し、3つの事務職員像を提案した。
17 年度 兵庫大会	学校情報の広報・公開と責任	学校の経営サイクルに合わせた効果的な情報提供を行うことで、組織の力が高まる。当事者性を高める情報提供を行い、地域との双方向性を確立することで、内外に開かれた、信頼される学校が生まれる。
18 年度 神奈川大会	学校経営とその評価	学校評価システムの構築の必要性を述べ、学校組織マネジメントと共同実施を活用することで、評価を改善に結びつけることを考え、その過程における事務職員の役割を提案した。
19 年度 愛知大会	ネットワーク社会における学校経営と学校事務	ネットワーク社会を人的な側面から捉え、資源としてのネットワークを学校経営に活かすこと、学校の内外をつなぎ広げる役割を事務職員が果たすことについて具体的事例を示し、提案した。
20 年度 福島大会	情報管理と危機管理、学校事務	年次別課題を通して、学校の自主・自律性を高める、地域に根ざした、高度な経営能力を持つ事務職員像の具体的な姿を描く。

(2) 学校事務の機能、事務職員の職責と 3 つの事務職員像

今次研究中期計画では、子どもが自ら成長する姿や力を育ちと捉え、その育ちをより豊かなものにする学校事務の展開を目指しています。教育は結果や評価が全てではなく、その過程も大事な学びです。学習者である子どもの視点を大切に、学びの過程を支えるのが学校事務です。初年度の高知大会では、学びの主体は子どもであり、そのライフステージを「選ぶ」、「学ぶ」、「巣立つ」3つの側面から捉え、それぞれの段階で豊かな育ちを支援することを考えました。このライフステージを縦軸に、ひと、もの、金、情報の経営資源と、渉外・調整機能を横軸に学校事務の仕事进行分类したものが学校事務機能表です。さらに学校経営を担うことを事務職員の職責とし、特に必要な職務として次の 4 点をあげ、その実現を目指すために、3つの事務職員像を示しました。（表 2）

今大会では、年次別課題から特に危機管理を取り上げ、子どもの豊かな育ちを支援する事務職員像

の具体的姿を示します。兵庫大会で提案した学校情報マネジメントをさらに深め、教職員、児童生徒、保護者や地域社会と手を携え、安全安心な学びの場を共に創り上げる、新しい時代にふさわしい学校事務の展開と事務職員の姿を描きます。

表2 高知大会で示した4つの職務と3つの事務職員像

職務	具体例
企画に関すること	財政面・法的な裏付けを持つ学校の施策の企画立案、組織構築
人材育成に関すること	研修システムの構築、事務職員間の相互支援、教職員への指導助言
外部折衝に関すること	渉外・調整、外部情報収集、地域連携、教育委員会への提言連携、地域社会と学校をつなぐ窓口、学校教育計画に応じた予算要求
管理運営に関すること	危機管理、説明責任、学校財務マネジメント、学校情報マネジメント、
3つの事務職員像 ・学校の自主性・自律性を高める事務職員 ・地域との連携を推し進める地域に根ざした事務職員 ・学校組織マネジメントを展開する高度な経営能力を持った事務職員	

2 最近の教育行政施策の動向と事務職員

公教育の在り方が問われ、今次研究中期計画の開始された平成16年度以降も、教育をめぐり、様々な提言・改革が実施されてきました。(表3)平成18年12月、60年ぶりに教育基本法が改正されました。これまでも中央教育審議会(以下中教審)等により公教育の在り方が検討され、教育行政の施策に反映されてきましたが、今回の改正は、国の教育の基本を定めるものであり、これからの教育の在るべき姿、目指すべき理念を明らかにしたものです。これにより今後数十年を見据え何がどのように変わるのか、十分に踏まえる必要があります。

この新しい「教育基本法」では、前文の中に公共の精神の尊重、豊かな人間性と創造性、伝統の継承が加わり、より公の色彩の濃い内容となっています。条文では教育の目的や目標が新たに定められ、義務教育についてはその目的、実施についての国と地方公共団体の責務などが規定されました。保護者や地域住民との連携協力も一層の推進が期待されています。教育行政については教育振興基本計画の策定が盛り込まれ、国と地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定め、実施することが明記されました。これを受けて平成19年6月、関連する「学校教育法」をはじめ「地方教育行政の組織および運営に関する法律」、「教育職員免許法」および「教育公務員特例法」の改正が行われました。特に学校教育法では、全学校種の目的及び目標が見直されると共に、組織運営体制や指導体制の確立を図るために副校長、主幹教諭等の新たな職が設置され、学校評価と情報提供に関する規定が整備されています。学校で具体的にどのような運営組織が作られ機能していくのか、その中で事務職員の役割をどの様に位置付けるのか大きな課題です。

表3 国・教育行政の動向と全事研・研究の動き

年度	国・教育行政の動向	全事研・研究の動き
H16	「地教法」一部改正 ＊学校運営協議会の設置 事務職員から管理職への登用が実現 中教審「地方分権時代における教育委員会制度の在り方について」部会まとめ 中教審義務教育特別部会設置	第6次研究中期計画の開始〔H16～H20〕 義務教育費国庫負担制度問題への対応
H17	引き続き事務職員から校長・教頭への登用 中教審「地方分権時代における教育委員会制度の在り方について」部会まとめ 「教職員配置の在り方に関する調査協力者会議」報告 教育基本法の見直し論議盛ん	中教審義務教育特別部会にて関係団体発表を行う 全事研「学校事務のグランドデザイン」策定プロジェクトチーム立ち上げ 全事研「41回大会以降の本部研究の在り方に関する

	17. 10. 26 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」 「三位一体改革について」(平成 17 年 11 月 30 日政府・与党合意) →義務教育国庫負担法等一部改正	る調査研究協力者会議」立ち上げ
H18	1 月 教育改革の為の重点行動計画の提示 義務教育の構造改革スケジュール（4つの国家戦略） 3 月義務教育諸学校における学校評価のガイドライン策定 7 月 5 日学校評価の推進に関する調査研究協力者会議設置 7 月 7 日経済財政運営の構造改革に関する基本方針 2006 文部科学省「国民意識調査」「教員の勤務実態調査」「諸 外国の教員給与に関する実態調査」実施 中教審初等中等教育分科会 7 月 10 日「教職員給与の在り方に関するワーキンググル ープ」設置 10 月 10 日「教育再生会議」設置 12 月 8 日地方分権改革推進法成立 12 月 15 日改正教育基本法成立（同 22 日交付）	6 月「41 回大会以降の本部研究の在り方に関する 調査研究協力者会議」最終報告を提出 第 7 次研究中期計画(H21～H25)の策定 文科省新教育システム開発プログラム委託調査研 究事業「新しい時代の学校財務運営に関する調査 研究事業」の開始 全国学校財務調査実施 「全国学校財務開発研究事業」「教材整備の実態調 査事業」研究協力 12 月教職員給与の在り方に関するワーキンググル ープでの意見発表
H19	1 月 30 日「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」 (答申)中教審 1 月 教育再生会議第一次報告 3 月 10 日「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされ る教育制度の改正について」(答申)中教審 3 月 29 日「今後の教員給与の在り方について」(答申) 中教審 6 月 教育再生会議第二次報告 学校教育法の改正 地方教育行政の組織および運営に関する法律、教 育職員免許法及び教育公務員特例法の改正 10 月 新学習指導要領 中間まとめ	2 月「学校教育法等の改正に関する意見書」提出 7 月「学校評価の在り方と今後の推進方策について」意 見書提出 7 月「学校事務のグランドデザイン」中間報告 文科省新教育システム開発プログラム委託調査研 究事業「新しい時代の学校財務運営に関する調査 研究事業」継続 11 月「中教審初等中等教育分科会教育課程部会における これまでの審議のまとめに対する意見書」提出 12 月「教育振興基本計画パブリックコメント」提出 12 月「中教審スポーツ・青少年分科会学校保健・安全部 会 審議経過報告に対する意見書」提出
H20	1 月 17 日「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び当別 支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)中教 審 同日「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保す るために学校全体としての取組を進めるための方策につ いて」(答申)中教審 1 月 教育再生会議最終報告 2 月 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策につ いて」(答申)中教審 3 月 新学習指導要領 告示	8 月 全事研「学校事務のグランドデザイン」

3 子どもの豊かな育ちを支援する学校事務の推進

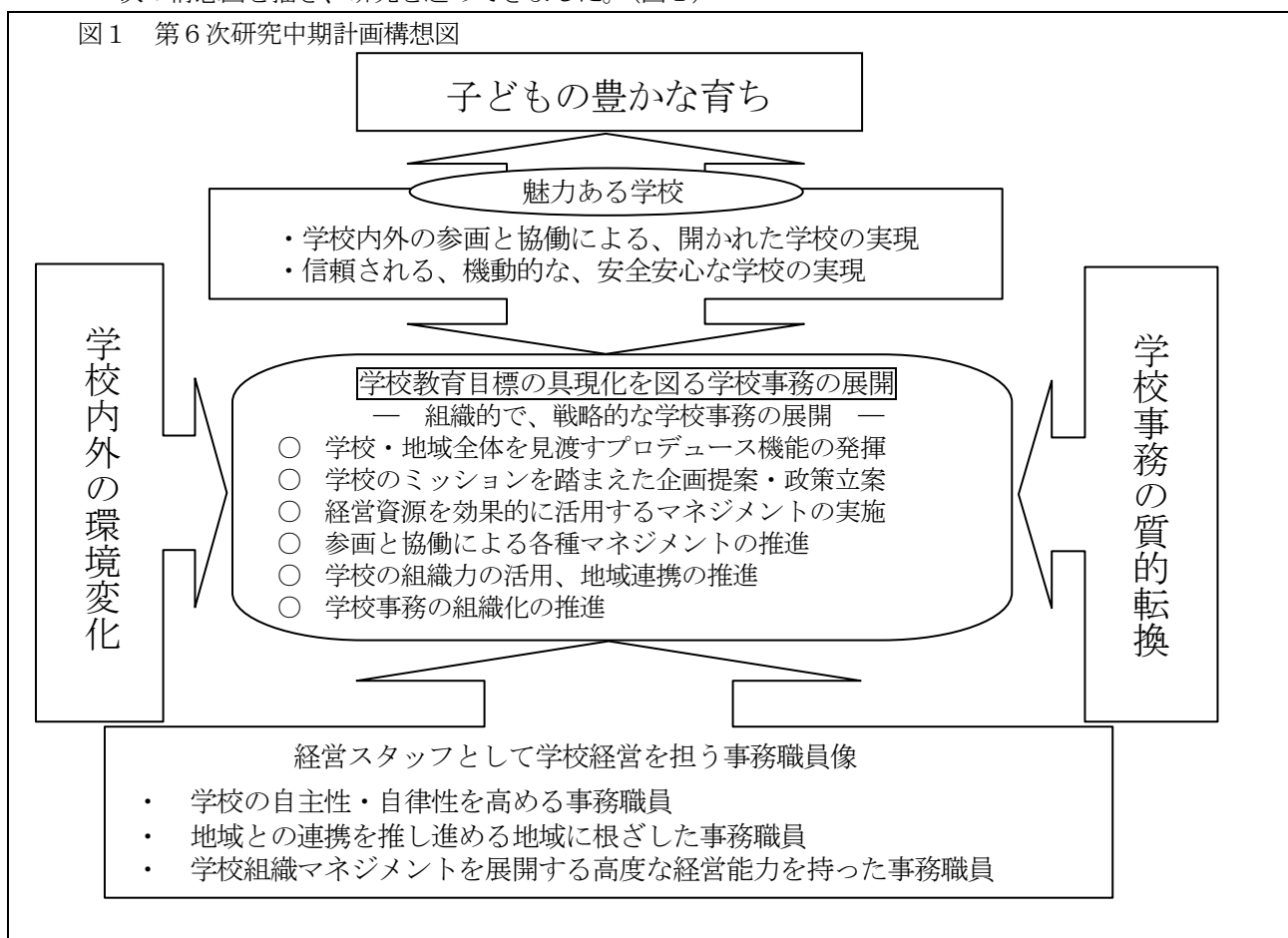
近年公教育はとりわけ厳しい視線にさらされ、様々な要因により困難な状況を抱える学校や子どもが少なくないことは、各種統計調査でも明らかです。厳しい経済情勢を反映して財政や定員の改善も顕著に進まず、学校では創意工夫による改善を行う一方で、新しい課題への対応を考えなければなりません。このような中で保護者の信頼に応え、子どもの豊かな育ちを支援する学校事務の実現に向け、今次研究中期計画の構想と到達点を確認します。

(1) 第 6 次研究中期計画の構想

全事研は、長年理想的な学校事務の在り方および事務職員の役割を追究し、研究中期計画という考

え方は、その時代の教育行政の動向を踏まえながら、進むべき方向性を打ち出してきました。今次研究中期計画では、事務職員が学校経営を担うことを職責とし、情報を駆使して各種マネジメント機能を果たすことで、子どもの豊かな育ちを支援する教育条件の整備が実現できるのではないかと仮定し、次の構想図を描き、研究を進めてきました。(図1)

図1 第6次研究中期計画構想図



(2) 高い理想と現実の差

事務職員が研究活動を通じて高い理想を持ち、様々な実践を重ねようとする時、学校の現実との落差、乖離を指摘する意見は少なくありません。たとえば初年度で示した4つの職務(表2参照)は、地域性、経験年数、任用形態の違い等により、実際に全国で事務職員の仕事の標準となっていると言いきることは困難です。標準的職務内容が27県で明示されるなど、一定の前進は見られますが、従来から指摘される職務内容の曖昧さ、職能成長を保証する体系的な研修制度の未整備等は、依然大きな課題です。さらに団塊の世代の退職による大規模な世代交代の時期を迎え、これまでの研究や実践を、次世代に継承する課題も加わります。現在の単数や少数の配置では、個々の事務職員の意識の差、力量の差を、周囲から補うことには難しいものがあります。このことは学校組織の中における事務機能や事務職員の位置付けの不安定さにつながります。

多くの地域で理想と現実の間を埋めるために様々な試みが行われてきました。その一つが全事研も推進の立場をとっている事務の組織化です。現在全国各地で取組が進められ、事務職員の加配の有無にかかわらず、全県で事務の組織化、共同実施を進めている県は8県に達しています。一部の先進地域では事務の効率化だけでなく、情報を共有し、新たなシステムを構築し、きめ細かな教育支援に繋げる試みを行い成果をあげていますが、ほとんど取組のない地域もあり、この手法については実態に大きな差が生じています。

(3) 子どもの豊かな育ちを支援する学校事務を目指して

これからの時代の学校の在り方として、全事研は、「開かれた学校、信頼される学校、魅力ある学校、機動的な学校、安全安心な学校」をあげています。今次研究中期計画では、学校教育目標の具現化を図るために、社会の変化による学校内外の環境変化や学校事務の質的な転換を受けて、組織的で、戦略的な学校事務を展開することを目指しています。変化の激しい時代にあっては、従来の方法を続けることが必ずしも効果を生み出すとは限りません。必要なものを見極め、組織を構成する全員の力を効果的に組み合わせ、時には外部の力を導入し、活用することで、参画と協働による学校教育を推進していきます。職種の壁を超え、共に学習環境を整備し、教育条件を整え、子どもの豊かな成長を日常的に支援していくことに結びつけたいと考えます。常に意図的な計画性を持ち、周囲への働きかけを継続することが、その実現につながります。学校事務を単なる事務処理や補佐的支援機能とのみ捉えることは誤りで、未来を担う子どもを育む公教育の在り方を踏まえ、責任ある立場と役割をより明確に示していくことが必要であると考えます。

今回の年次別課題では、学校の一員として、内外の連携のもとに危機管理に役割を果たす事務職員の姿を描きます。一人一人かけがえのない生命を持つ子どもの安全安心な学校生活を保証するために、次節より危機管理の中で事務職員の果たすべき役割を検証し、そのために必要な諸条件整備を考えていきたいと思います。

第Ⅱ節 安全安心の学校づくりと危機管理

平成 11 年京都市で校庭に侵入した不審者により児童が殺害され、平成 13 年には大阪府下の小学校で不審者により多数の死傷者を出した大事件が起き、社会に衝撃を与えました。一連の事件により、学校安全神話は完全に崩壊し、学校安全のために様々な方策が取り組まれています。本節では犯罪、自然災害、事故、過失など学校の安全をおびやかす危機と、危機管理について考えます。

1 安全安心の学校づくり

(1) 社会全体の安全とセーフ・スクール

究極の学校安全管理の目的は、児童生徒、教職員の生命を守ることであり、安全の確保は活動を行う上での基盤です。教育活動の効果も、心身の安全が確保されて初めてその高まりが保証されます。安全とは世界保健機構（WHO）の定義によると『個人や社会の健康福祉を守るために、危機要因を身体的、心理的、物的な損害をもたらす条件が統制された状態である。安全は個人や社会の目標を実現するために必要とされる日常生活における最も重要な資源である』とされています。日本では文部科学省の『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』の中で「心身や物品に危害をもたらす様々な危険が取り除かれることによって事件、事故の発生が防止され、万一事件・事故が発生した場合にも、災害や被害を最小限にするために適切に対処された状態である」と示されています。

学校での安全を考える上で、現在世界各国で取り組まれているセーフティ・プロモーションの一連の考えは重要です。安全は社会全体の課題であり、地域全体の取組の中で学校安全を実現していくことが求められるからです。

1998 年、WHOによりセーフティ・プロモーションの概念が示されました。それは、住民が平穏に暮らせるようにするため、地域や国、国際レベルで、個人、地域社会、政府、企業、NGOなどが、部門や職種の垣根を越えた協働により、安全づくりとその維持のために事故や暴力及びその結果としての外傷等を、科学的な視点から予防する取組のことです。そこには安全に関わる態度や行動はもちろぬ、社会構造や物理的、社会的、技術的、政治的、経済的、組織的環境を変える上で一致した全ての努力が含まれます。この考えの中には、1970 年代、スウェーデンで始まったセーフ・コミュニティの理念が受け継がれています。住民の手で安全安心な社会を作りあげる運動を体系化したもので、完璧な安全が確保された地域社会を指すのではなく、安全を目指して積極的な対策を講じている社会を

意味します。予防が大切なのです。平成 19 年 10 月現在、WHOにより近隣の韓国、中国、ベトナムを含む世界各国 127 の町がセーフ・コミュニティとして認証されていますが、日本での該当はありません。現在京都府、亀岡市、横浜市、十和田市などが、早期の認証を目指し取組を推進しています。
(www.phs.ki.se/csp)

今世紀に入り、セーフ・コミュニティの中にセーフ・スクールの概念が加わりました。その条件は、単独の学校だけで安全な環境づくりを目指すのではなく、学校を含む地域＝コミュニティ全体で安全な環境作りが推進されていることです。地域内の全ての学校が共通した方針のもとに計画を進め、その活動は国際協力のレベルまでつながっていくことが目指されており、今後世界的な発展が期待されています。(www.intlsafeschools.com) このような流れは日本でもすでに、防犯体制における地域連携として広く行われており、第 38 回神奈川大会アンケートの結果でも、警察、市町村教育委員会、自治会、他の学校などの公的な機関や組織の他に、商業施設や寺社、個人ボランティア等地域性に応じた連携体制をとっていることが明らかです。セーフ・スクールの指針は次のように示されています。

(参考) セーフ・スクールの指針(「セーフティ・プロモーションWHO協働センター」による)	
1.	学校のセーフティ・プロモーションに責任を持つ教師、児童生徒、専門スタッフおよび親によって管理される、協力・協働に基づく基盤となる組織を持つ；教師が議長を務め、校長も副議長を務めるべきである。
2.	セーフ・コミュニティ下で教育委員会と地方議会によって決定されたセーフ・スクールの方針があること。
3.	性差、全学年、環境、状況を扱っている長期的に持続可能かつ運用可能なプログラムがあること。
4.	ハイリスク集団とその環境、また弱者とその環境を対象としたプログラムがあること。
5.	傷害の頻度と原因を示したプログラムがあること。傷害には意図的ではない場合(事故)と意図的である場合(合力や自傷行為)の両方を含む。
6.	セーフ・スクールの方針、プログラム、過程および変化による効果を評価する方法を持つこと。
7.	地域、国、国際の各レベルにおけるセーフ・スクール・ネットワークへ積極的に参加すること。

(2) 文部科学省施策にみる学校安全へのアプローチ

阪神淡路大震災と不審者による一連の事件は、学校安全を考える上で大きな契機となりました。前者は予期せぬ自然災害で、設置者は建物の耐震や地震対策を改めて見直し、学校も避難所としての機能を再認識し、地震を想定した子どもの保護者への引き渡し訓練を実施する等、改めて災害と安全への想いを新たにしました。後者は凶悪犯罪であり、施設設備および危機意識の両面における学校の無防備さが露呈されました。この後も前例のない型の犯罪が続発しています。日常の中で危険や危機に備える大切さが再認識され、安全の強化のために国レベルで様々な対応方策が検討され、文部科学省(以下文科省)では次のような施策が実施されています。

ソフト面からのアプローチ	「学校への不審者進入時の危機管理マニュアル」の作成 「学校の安全管理に関する取組事例集」の作成 「防犯教室推進事業」の実施 「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」の実施 「PTSDに対する心のケア」への対応 「安全安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム」の設置 「中教審 スポーツ・青少年分科会 学校保健・安全部会」での審議 「改訂版 学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」
ハード面からのアプローチ	「学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議」の実施(2001年) 同報告書「学校施設の防犯対策について」(2001年11月) 「学校施設整備指針」の改訂

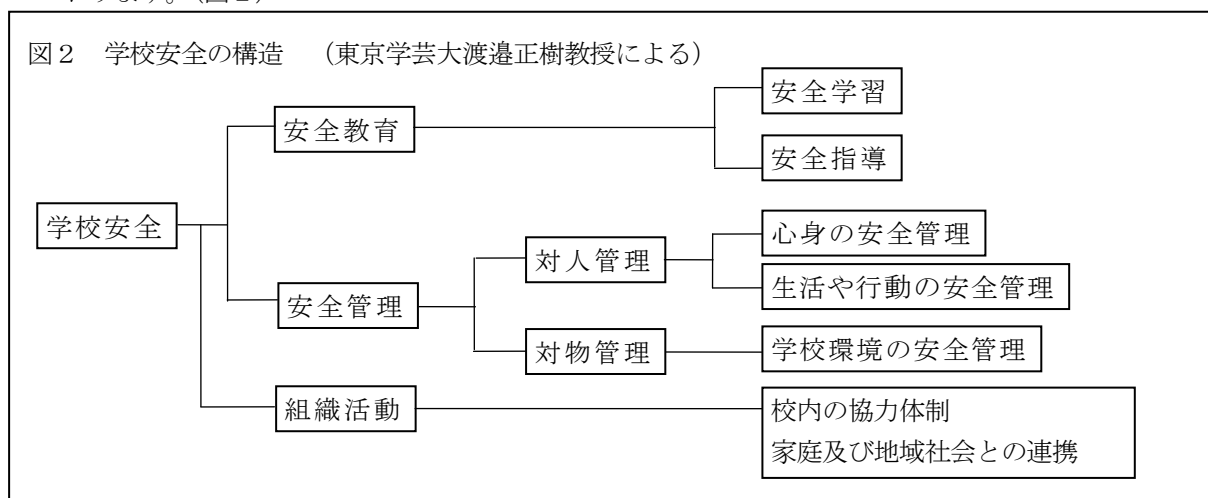
おりしも「学校保健法」の大幅改正が検討されています。学校安全管理の主要目的がけが防止から防犯・防災に転換され、各学校に学校安全計画や危機対応方策の策定を求めるなど安全管理の徹底を図るものとなっています。また、中教審も子どもの心身の健康を守り、安全安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について審議を行い、学校では子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠であり、子どもの健康と安全を確保する方策は、家庭や地域と連携して効果的に実施されることが必要であるとしています。健康・安全に係る連携は、学習指導面や生徒指導面

において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎とも言えます。

これらの施策を受けて、都道府県、市区町村、学校それぞれが安全を高めるために具体的な取組を行っています。ハード、ソフトの両側面の取組が相互に補完しあって機能するような、学校安全体制の構築が望まれます。

(3) 学校安全の構造、安全管理と安全教育

学校安全の目的は「児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献するための態度や能力を育成すると共に、児童生徒、教職員および学校の施設・設備等の安全が確保できる環境づくりを推進する」ことと捉えられます。この目的の達成のため、学校安全は子どもの安全能力の育成等を目指す安全教育と安全な環境づくりを目指す安全管理から構成されます。両者は相互補完的に進めていくことが効果的とされ、両者の活動を推進するための組織活動が加わります。(図2)



学校安全の領域としては、生活安全、交通安全、防災(火災・自然災害)があげられます。各領域に共通した内容として、救急処置、心のケア、学校と保護者、地域住民・関係諸機関・団体との連携、広報活動があげられ、それぞれを関連づけて指導・管理を行うことが効果的です。

これらの領域と安全教育、安全管理、組織活動の側面を表にして、学校安全と学校事務の関わりを検討しました。(表4) 領域は事故発生前、事故発生時、事故発生後の時系列で分け、それぞれにどのような学校事務の仕事が関わっているのか表しました。

表4 学校安全と学校事務

		生活安全	交通安全	防災
安全教育	事前	保健安全学習教材整備	交通安全学習教材整備	防災安全学習教材整備
	発生時	通報・教職員連携 情報収集・整理・提供	通報・教職員連携 情報収集・整理・提供	通報・教職員連携 情報収集・整理・提供
	事後	評価・改善・事後の指導	評価・改善・事後の指導	評価・改善・事後の指導
安全管理	事前	施設設備安全点検 環境衛生維持管理	通学路安全点検 危険箇所地図作製	防災設備安全点検 マニュアル整備
	発生時	安全教育に準じる	安全教育に準じる	安全教育に準じる
	事後	評価・復旧・事故予防に備えた設備改善・心のケア	評価・通学路の再点検 心のケア	評価・施設設備の復旧・ 防災の再点検・心のケア
組織活動	事前	校内情報収集整理・提供 人材ボランティア確保	地域・外部機関連携 人材ボランティア確保	学校間・地域・行政・NPO等 連携、ボランティア確保
	発生時	情報収集・整理・提供	情報収集・整理・提供	情報収集・整理・提供
	事後	評価・改善・情報の共有	評価・改善・情報の共有	評価・改善・情報の共有

例えば生活安全の領域において、事故や傷害を予防するためには、安全教育で使用する教材の整備や手配、日常使用する施設設備の維持管理、環境衛生の維持管理、様々な学校内外の情報を収集・整理して適切な場面で情報提供できる体制づくりなど、学校事務の日常の仕事から貢献できることはたくさんあります。また、組織活動の領域では、情報を仲立ちとして、人や組織を結びつけることで、教育と管理をつなぐ機能を果たすことができます。

各校少数の事務職員の配置でも、共同実施を始め近隣の学校との連携をとることで、地域全体で安全を推進することにもつながり、セーフ・スクール、セーフ・コミュニティの実践に発展する可能性を持ちます。

2 学校安全と危機管理

学校の安全という教育の最重点課題を実現し、子どもの学習権を保証する教育環境を維持していくためには、前項で示した「学校安全」の目的達成のための3つの領域（安全教育、安全管理、組織活動）がその機能を十分に果たし、関係者がそれぞれの立場から、日々の営みの中で不断の努力を積み上げる必要があります。また、学校安全の領域において、安全安心な学校づくりのため危機管理体制の構築は必要不可欠であり、学校を取り巻く様々な危機と地域や学校の実態に応じた危機管理について考えます。

(1) 学校の安全と危機

人々の生活において安全は最も基本的で必要不可欠なことです。内閣府による、全国の20歳以上3,000人を対象とした「安全・安心に関する特別世論調査（2004年6月実施）」によると、「今の日本は安全・安心な国」と思う者の割合は39.1%、そう思わない者は55.9%となっています。調査対象者のうち半数以上の者が社会の安全に対して不安を抱いているということになります。この背景には、私たちの生活を脅かす要因として、犯罪の増加、交通事故、頻発する自然災害、食品の安全性への不信・不安、環境破壊、戦争やテロ等、数々の危険が存在しています。学校ではどうでしょう。学校は、保護者や地域、社会の信頼のもと、かけがえのない国民教育の機関として大きな社会的役割を果たしてきました。しかし、近年、学校や教師への不信は増幅の傾向にあり、いじめ、不登校、校内暴力などが学校への信頼を揺るがしていることは否定できません。子どもを取り巻く環境も日々変化しており、不審者、インターネット利用増加に伴う有害情報の氾濫、薬物、アレルギー、熱中症など数多くの危険と隣り合わせです。あわせて、個人情報問題、教職員のメンタル面や社会的責任等の課題も増加しており、学校が直面する危険は多種多様化しています。

一方、「危機」は「大変なことになるかもしれないあやうい時や場合（広辞苑）」を意味します。アメリカ合衆国の民間研究機関CPI危機予防研究所では、危機を「破壊的、さらには暴力的な事件に発展するような行動に対処するため、職員が他者に介入せねばならない短い一区切りの時間」(Crisis Prevention Institute, 2002)としています。また、究極的にはそこにいる全ての人間の生命をも脅かす重大なテーマが学校の危機であり、不安・興奮、暴力、虐待、体罰、自殺、薬物、自然災害、事故など「どう対応すべきか」を考えさせられるもの全てが学校の危機であるとされます。先に述べた学校の現状をこれにあてはめて考えると、学校が直面すると想定される危険な事象は学校の危機そのものだといえます。(表5)

表5 学校における危機の要因

危機の場面	危機となる要因など
自然災害	地震 火山噴火 台風 大雨 崖崩れ 豪雪
事故	火災 爆発 実験時の事故 スポーツ時の事故
施設の事故・故障	電気 ガス 水道 電話 校舎施設設備 プール 校庭遊具 化学物質
食品衛生	食中毒 O157 新感染症 BSE アレルギー疾患 薬物混入
犯罪	凶悪事件 頻発事件 少年犯罪 不審者侵入 誘拐 DV
テロ・戦争	NBC 暗殺 爆弾 劇薬物 着上陸侵攻 ミサイル着弾

不祥事	汚職 横領 教職員の犯罪 情報流出 コンプライアンス違反
教育活動・学習活動	授業不成立 学級崩壊 学習障害 いじめ 不登校 薬品
健康教育、保健指導	感染症 救急救命 メンタルヘルス 薬物乱用

(2) 危機管理とリスクの分析・評価（リスク・アセスメント）

多様な危機に対応する危機管理には、事件事故の発生時だけではなく、事前に危機を予測し発生を最小限に抑える危機管理（リスク・マネジメント）と、危機（事件・事故）が発生した場合に適切・迅速に対処し被害を最小限に抑え、さらには危機の再発を防ぐとともに通常の生活を再開することを目的とする事後の危機管理（クライシス・マネジメント）があります。安全安心な学校生活を保証するため、これらを一連のサイクルと考えマネジメントを行うことが、「危機をいかに最小限に抑えるか（リスクの低減）」に繋がると考えます。（表6）

表6 時系列で見る危機管理

事前の危機管理	危機発生を未然に防ぐ。安全教育等。 危機発生危険を低減することが中心となる。 危険を早期発見、確実に除去する。安全管理。日々の点検。	リスク・マネジメント
危機（事故・事件の発生）	事件、事故の状況の正確な把握。教職員間の情報共有。 児童生徒の安全確保。保護者への説明責任。情報の収集・分析。 学習環境の確保。連携機関との連絡、調整。	クライシス・マネジメント
事後の危機管理	危機に適切かつ迅速に対処する。 被害を最小限に抑え拡大を防ぐ。 危機の再発防止、および通常の学校生活の早期再開。 メンタルサポート。危機の評価と課題の改善。	マネジメント

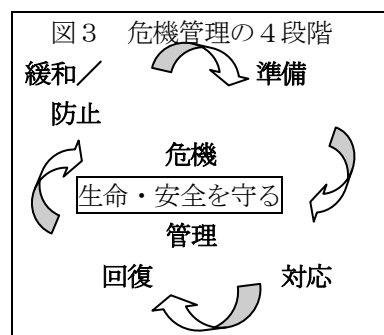
アメリカ合衆国教育省は、2003年に「学校・地域危機管理ガイド」を発刊し、危機管理の概念を「緩和/防止」、「準備」、「対応」、「回復」4つの段階に分類しました。（図3）

「緩和/防止」はリスク・マネジメントに該当し、学校や地域の危険を早期に発見して災害の発生を防止することが目的です。しかし、十分な対策を講じても危機の発生を完全に防止することは困難です。そこで危機発生を前提として対応の「準備」をしておく必要があります。「対応」の段階は、危機的状況が発生したときの行動です。危機発生下では即時の対応が基本であり、すべきことを迅速に決定することが重要となります。「回復」は最後の段階であり、危機的状況にかかわった全ての人々のメンタルサポート、説明、再発防止に向けて、それまでの危機管理を評価します。

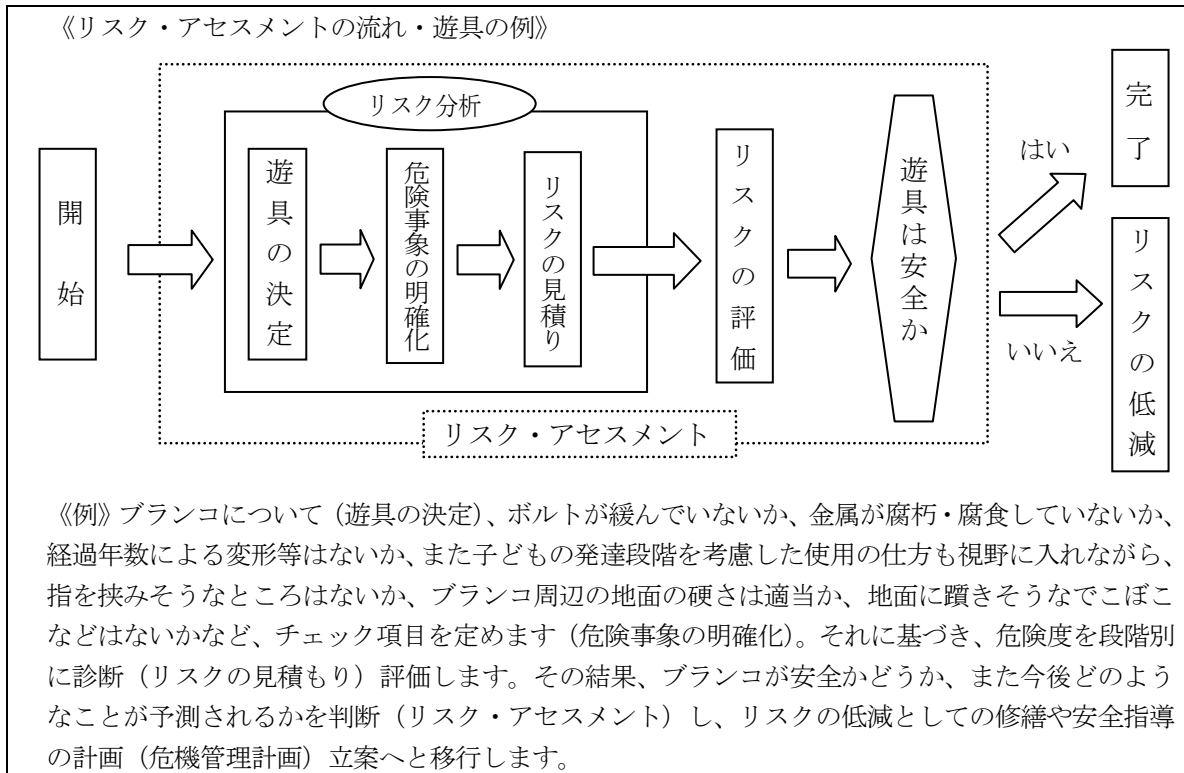
また、リスク・マネジメントにより、できるだけリスクが低く、安全に近い状態に学校を保つために最も重要なことは、「事前の危機管理」の段階でリスクの分析を行い、その評価をすることにより危険（リスク）そのものの度合いを測り（リスク・アセスメント）、その対応策を考えることです。そのことが危機の予防につながります。

このリスク・アセスメントを行う際には、何が危険（リスク）であるかを見極める力や、どのような対応策をとれば危機（リスク）が最小限に抑えられるかを判断する力が必要となります。これらの力は経験値によるものではなく、全教職員が同じ判断基準により危機を予知・発見し、予防することができなければなりません。そのためにも、様々な要因における危機をシミュレーションし、危機発生を前提とした周到な対策を講じた危機管理計画を作成し、訓練を重ねることが重要になってきます。

リスク・アセスメントの手法を導入することで、潜在的な危機の課題を発見することができ、現状の対応策が適切かどうかの判断や、対応策実現のための予算立案がしやすくなります。この手順を繰り返すことによって、安全安心な学校づくり実現のための事前評価を行うことができます。リスク・



アセスメントの事例を遊具に例を取り説明します。



危機管理計画を実効性のあるものとするには、計画の作成や訓練だけではなく、問題意識や情報を共有することで校内の組織体制を強化していくことが重要です。また、警察署・消防署、保護者および地域住民との連携を推進し、児童生徒の安全教育の充実を図りながら、地域の力を活かした組織としての危機管理能力を高めていくことが重要となります。

（3）調査結果から読みとる学校の危機管理体制の現状

文科省および全事研調査から学校の危機管理体制と事務職員の関わりを考えます。

1）文科省「学校の安全管理の取組み状況に関する調査結果（平成18年度実績）」より

平成20年1月に文科省は「学校の安全管理の取組み状況に関する調査結果（平成18年度実績）」を発表しました。それによると全国の学校で、独自の危機管理（防犯）マニュアルを作成している学校は幼稚園から高等学校の全体で85.1%、文科省や教育委員会が作成したマニュアルの活用を含めると97.5%が、公立小中学校に限るとほぼ100%という高い結果が出ています。このことから、学校での危機管理（防犯）体制が整ってきていることが読みとれます。（表7）

表7 防犯マニュアル、危機管理マニュアルの作成・活用状況（単位% 文科省HPより抜粋）

区分	学校数	防犯マニュアルを活用している学校				D 防犯のマニュアルを活用していない学校	
		A+B+C	A 学校独自の「危機管理マニュアル」を作成	B 文部科学省マニュアルをそのまま活用	C 教育委員会が作成したマニュアルをそのまま活用		
全国	全体	52,559	97.7	85.1	9.9	2.7	2.3
	小学校	22,281	100.0	95.9	2.8	1.2	0.0
	中学校	10,802	99.3	91.1	5.8	2.4	0.7
公立	小学校	22,015	100.0	96.0	2.8	1.2	0.0
	中学校	10,039	99.9	92.9	4.7	2.3	0.1

2) 全事研調査にみる情報管理と危機管理

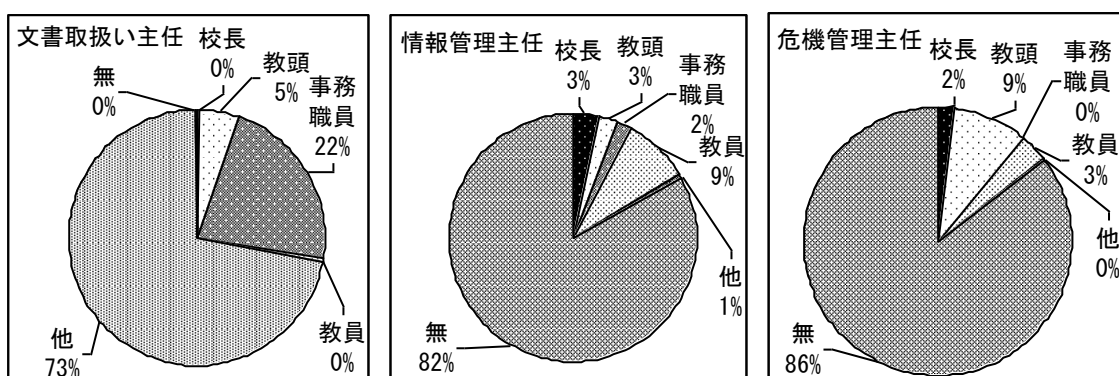
全事研は平成19年5月期調査において、全事研各支部を調査対象として「情報管理と危機管理についての調査」を実施し、22県603市町村（うち全県まとめて1件と回答した県が10県、集約数不明の県が2県）から回答を得ました。

ア 「各主任について職が指定されている職員」について（グラフ1）

「文書取扱い主任」の指定は、その他が73%と最多で、次いで事務職員22%、教頭5%、「情報管理主任」については、教員9%、校長3%、教頭3%、事務職員2%、他1%となっており、職指定なしが82%で最も多いという結果です。「危機管理主任」についても、職指定なしが86%と最も多く、教頭9%、教員3%、校長2%の順で事務職員が指定されているとの回答は皆無です。

「文書取扱い主任」に関しては、「その他」を除けば「事務職員が指定されている場合が最も多い」となりますが、「情報管理主任」「危機管理主任」に関しては、職指定そのものがなされていないことに加え、事務職員が指定されているケースはほとんどないという結果です。

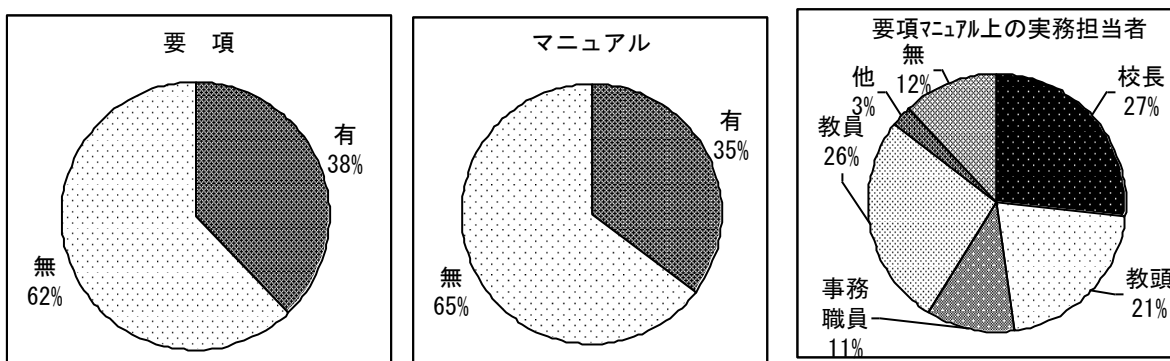
《グラフ1》



イ 「情報管理についての要項・マニュアル整備の有無と実務担当者」について（グラフ2①）

「情報管理」の「要項」については、有38%、無62%、「マニュアル」については、有35%、無65%の回答です。要項、マニュアルとも4割弱の学校で整備されていますが、半数を超える6割強の学校ではまだ整備されていないという結果です。「要項マニュアル上の実務担当者」については、校長27%、教員26%、教頭21%の三職種で7割以上を占めています。しかし、事務職員は全体の11%にとどまっています。

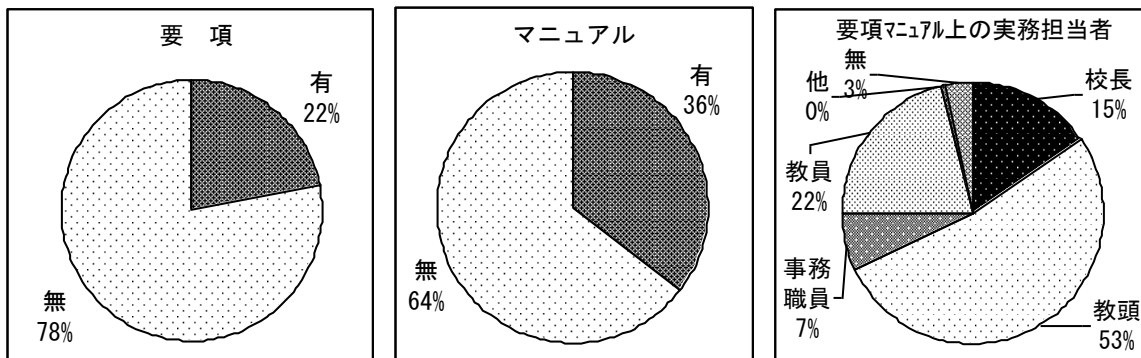
《グラフ2—①》



ウ 「危機管理について要項・マニュアルの有無と実務担当者」について（グラフ2—②）

「危機管理」については、要項有22%、無78%、マニュアル有36%、無64%となっています。要項・マニュアルの有無については、6割から8割弱の学校で整備されていないと回答されています。「要項マニュアル上の実務担当者」は、教頭53%、教員22%、校長15%、に対し事務職員は7%です。「要項マニュアル上の実務担当者」は、教頭が半数を占め、次に教員、校長の順となっており、事務職員は全体の1割にも満たない状況が表れました。

《グラフ2-②》



エ 「情報管理や危機管理にかかる研修の実施」について

「任命権者研修」については、管理職に対しての実施は情報管理が72市町村、危機管理が81市町村で全体の1割強となっています。教職員に対しての実施は情報管理が51市町村、危機管理が33市町村で1割に満たない状況です。また、事務職員に対しては情報管理が11市町村、危機管理が6市町村と皆無に等しい結果でした。事務職員を対象とする「自主研修」の実施状況は、任意団体主催の情報管理研修が33市町村、危機管理が25市町村で実施されているにすぎず、共に1割に充たない状況です。いずれも研修の実施はほとんどないことが明らかとなりました。

3) 二つの調査結果からの考察

文科省の調査では、防犯を中心とした危機管理マニュアルの整備は全国的に行われている結果となりましたが、全事研の調査では要項やマニュアルが整備されている学校が半数以下であるという結果になりました。このように、調査結果に違いが出た背景には、調査回答者が一致していないこと、「危機管理」の捉え方に相違があることなどが考えられます。あわせて、「要項」や「マニュアル」に対する定義が明らかではなく、どの程度の内容が盛り込まれていれば整備されている状況といえるのか判断に迷うことも原因として挙げられます。また、事務職員が情報管理や危機管理の主任として学校経営に関わっている実態が少ないことから、学校の危機管理体制の整備状況を把握しきれていない可能性も考えられます。

子どもの安全安心な学校生活を保障するために、事前に危険や不安を取り除き不測の事態に備える危機管理を展開することは学校にとって喫緊の課題です。前述の二つの調査結果から読みとれる学校現場での課題を整理するとともに、学校組織全体で危機管理に対する意識改革を行っていくことが重要と考えます。また、平成20年1月に文科省から出された「学校危機管理マニュアル」には、それぞれの学校にあわせた独自の危機管理マニュアル作成の必要性や目的、盛り込むべき内容、学校独自の観点、見直しのポイントなどが掲載されています。それらを参考にしながら、早急に学校の危機管理体制を整備していくことが重要と考えます。

(3) 総合力で安全安心な学校づくり

近年、学校は受益者である子どもや保護者に対して常に安全で、安心な学び、生活を保障することのみならず、地域コミュニティの中心として、多機能的な役割を提供することが求められています。特に危機管理体制整備の観点からは、地域全体の新たな危機発生時の対応や通常の生活の再開に向けての準備、事後の対応などの体制の整備、また避難場所としての施設設備の在り方等も考える必要があります。これらは担当者だけでなく、学校全体、地域社会全体で考えていくべき課題であり、まさに学校と地域の総合力が問われます。総合力を高めるためには、全ての教職員がその専門性を発揮して、安全安心な学校づくりと危機管理に真剣に取り組まなければなりません。さらに、学校内外の組織、人員に地域や保護者の力を取り込んだ総合力で、多くの対策を講じることが可能となります。今後は学校間の連携や地域・PTA・行政・ボランティアなどとの協力体制づくり、地域に向けた情

報発信、情報を媒体としたネットワークづくりなどが重要です。危機管理を、ひと、もの、金、情報等と同様に大切な経営資源の一つと捉える考え方もあります。

その中で事務職員は、学校安全の目的達成のため危機管理体制を構築し、子どもの豊かな育ちを支援する学校事務を展開します。学校経営を担うスタッフとして、安定した学校経営と教育条件整備のため、学校と地域の総合力を強化し、3つの事務職員像のキーワードである「情報マネジメント」を展開することで、保護者や地域住民、関係機関と連携しながら学校の内外をつなぐ役割を果たすことが重要と考えます。

第Ⅲ節 危機管理と学校情報マネジメント

本節では望ましい危機管理体制の構築と、学校情報マネジメントの展開により学校の危機管理に積極的に関わり、子どもの豊かな育ちを支援する学校事務と事務職員の姿を考えます。

1 望ましい危機管理体制の構築

教育活動を円滑に実施する上でも危機管理体制の充実は重要です。中でも危機発生を未然に防ぎ、危険を早期に発見し、除去、低減するための安全管理や子どもの安全意識を高める安全教育等は、学校における日常の危機管理の中心となってきました。

ところが、(独)日本スポーツ振興センターの災害給付金の9割は負傷によるものであり、その件数は年間約120万件に及んでいます。また、体育等で使用するラインマーカーは事故予防の観点から消石灰でなく炭酸カルシウム成分等に切り替えるよう平成8年度に提言され配慮がされてきましたが、事故が絶えず、平成19年11月改めて文科省より通知が出されました。このように負傷や事故が減らない原因は子どもの体力・運動能力の低下に加え、自分の身を守る体力をつけることを含め、子どもにも教職員にも安全に対する意識付けが十分に形成されていないためと思われます。また、危機管理意識が教職員全体に根付いておらず、日常的なものになっていないためと考えられます。

危機は偶発的なものではなく、予測可能な回避できるという積極的な考えを持ち、望ましい危機管理体制を考察し、学校における危機管理の課題の整理と、全国の実践例からその改善について考えます。

(1) 望ましい危機管理体制とは

安全はいつでもどこからでも、そして誰にでも予見の範囲を超えて脅かされることを前提として、新たな危機が生じて常にも柔軟な対応ができることが大切です。また、学校だけで子どもを守るのではなく、学校を中心に家庭、地域、関係機関が一体となってシステムを作ることが必要です。基盤となる体制を整え、対象となる危機の特性によって多種多様な対応をするため、訓練や研修により個々の知識や意識を高め、それに沿った行動ができなければなりません。

その危機管理体制を確立するためには、学校や地域の実情を踏まえ実効力のある学校独自の危機管理マニュアルを作成することが大切です。全教職員が具体化された役割を分担し、責任が明確になっていることが必要です。また、マニュアル作成を通して、学校の危機管理の問題点を明らかにするとともに、教職員の危機管理意識や対応能力の向上を目指すことが大切です。さらに、訓練と反省を繰り返す中でその学校の危機対応の全体的なレベルを高めていくことが重要です。

こうした体制や基盤の整備のためには、安全安心に対する考え方の基盤を築く安全教育が重要です。安全教育のねらいは、子どもの安全意識を高め、自ら正しい判断のもと、安全な行動ができる能力や態度を育てることです。生涯にわたって自らの安全を守るとともに、自分以外の人々や社会の安全に貢献できる資質や能力の基礎を培う必要があります。また、学校安全に関する活動は、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携し、各教科・領域、課外活動等の教育活動全体を通じて様々な機会をとりえて行われなければなりません。そのためには心身の発達なども考慮し、子どもの育ちに合わせ

た安全教育の充実が望まれます。

人が安心であると感じることは個人の主観的な判断に大きく依存しますが、そこには信頼の築かれる状態が必要です。安全安心な学校は、危機に関して安全が確保されるだけでなく、日常の中で信頼関係が築かれていることによって危機管理体制が円滑に活用でき、突然の事態にも即時対応できると考えます。また、このような連携を図った体制づくりには、組織がそれぞれの役割を認識し、相互に有益な関係を持つネットワーキングの関係であることや、第Ⅱ節で述べたセーフ・スクールをめざす考えも大切です。

つまり、望ましい危機管理体制とは、安全教育を基盤として、地域の信頼関係を築くとともに、セーフ・スクールの考えを取り入れた学校独自のマニュアルを活用し、柔軟に対応できる訓練が計画的にできている体制であるといえます。さらに、組織全体が機動的かつ安定的な行動が可能であり、正確な情報が迅速に組織内に共有され、子どもの安全を最優先に考え最善を尽くすために様々な角度から対応を協議する組織であることが重要です。

(2) 学校における危機管理体制の課題

危機管理体制のない学校はありませんが、さらに実効性の高いものにするためには、いくつかの条件整備が必要と考えます。ここでは充実に向けて学校として取り組む課題を学校安全の構造に合わせ考えていきます。

1) 安全教育の課題

学校における安全教育は、教育課程に位置付けられ、安全学習・安全指導が行われています。

しかし多くの学校で行われている安全教育は、安全指導の位置づけである避難訓練が主な内容となり、また地域によっても取り組み方に差があります。またその避難訓練も発生時の対応に関する指導が中心に実施されており、「知識の詰め込み」が目的になっていないでしょうか。もちろん、繰り返し行うことで危機に対し即時対応できるようにするという訓練も必要ですが、重要なのは、事件や災害の実態や発生のメカニズムについて子どもが「理解し自ら判断し」、「行動する」ことができるようになることです。「体験する」または「疑似体験する」ことによって自らの対応をイメージし危険にさらされたとき、パニック状態に陥らないよう行動や対応の優先順位が組み立てられる力をつける必要があります。例えば日常生活の中で土砂崩れや洪水、避難障害など身近な災害の危険性を予測し回避できるというように、発生から対策まで一貫し学べる学習が必要です。

また、体育科の保健領域や関連教科における安全に関する学習などを含め安全教育の全体像を描くことも重要です。そして発達段階に応じて、子どもが学ぶ側から伝え教える側に立てるということが、地域の危機管理体制の次の担い手を育てることとなり、社会貢献につながります。

近年ICT環境の整備が進み、教育の情報化が推進されています。しかしその反面、メディアによる子どもへの有害環境や、特に携帯電話のインターネット利用に際してのトラブル・犯罪被害、メールや掲示板を使っての中傷やいじめが増えています。学校、家庭、地域が一体となって子どもを有害情報環境から守ることが必要であるとともに、子ども自身がモラルやマナー、利用のルールを身につけることができる取組が必要です。

このような安全教育を推進するためには、全教職員が安全に関する研修を受けるとともに、子どもの実態や課題に即した安全教育の内容を学校全体で考え取り組む必要があります。加えて、外部組織との連携、人材の活用を進んで取り入れることが大切で、訓練の講師である消防職員等の専門的な人材による評価を行っている例もあります。

2) 安全管理の課題

各学校の安全管理は、一般的に年に数回行われる安全点検という作業が中心となっている場合が多く見られます。例えば、毎月行われる生活安全点検は、施設の破損や故障の有無の発見というような狭い視野での点検が多く、また、事後措置も必ずしも万全とは言えないのではないのでしょうか。第Ⅱ節で述べたリスク・アセスメントの手法を取り入れ、学校にある危機の芽を明確にし、対策を立てて

リスクをできるだけ取り除く必要があります。またPTAや行政と連携をした交通安全や災害安全の取組や点検は、まだ一部のボランティアによる取組であり、地域全体の取組へと発展させる必要があります。

今後はこの取組や点検の内容を教育内容にどう活用していくかという視点が大切であり、安全管理と安全教育とが一体となって、子どもの身の回りの事件や事故、自然災害などに総合的に対応し推進することで、一層の効果が高められると考えます。

学校はその設置基準に示されたことから、「信頼される学校づくり」の観点から積極的な情報公開により説明責任を果たすことが学校の責務とされました。また、学校教育法や施行規則の改正で学校評価が規定されたことを受け、さらに適切な学校情報の提供が望まれています。一方、パソコンや携帯電話を媒体とした情報漏洩、犯罪や非行などが多発し大きな社会問題となっています。子どもの身体をまもるだけでなく個人情報の流出、悪用に対応する危機管理が重要な課題となっています。

そのため情報管理体制の整備やICT教育による児童生徒への指導など学校における情報セキュリティを高めていくための対応が求められています。氏名、住所等の個人情報保護に関しては法律や条令による法的整備がされ、学校においても児童生徒名簿や個人が識別できる写真等の個人情報については、十分配慮した対応をとることが必須となっています。

こうした課題を整理し、具体的改善策を検討していくには、校内の担当者を明確にして対応に臨むことが必要です。第Ⅱ節の全事研調査では、学校での情報・危機の管理主任設置は低い結果でしたが、今後は主任等の明確な役割が必要になると考えます。

3) 組織活動の課題

日常のリスク・マネジメントを実効あるものとしていくには、校長をはじめ教職員全体がその判断力を養い、協力して危機に対応することが大切です。そして危機が発生し一刻を争う事態では、校長の即時判断により組織として適切に対応していくことが求められます。また、安全教育の課題を解決するためにも校内組織体制の強化は必要ですが、実際には、避難訓練の体制や評価、マニュアルの検証などの課題があります。訓練やマニュアルでの役割は固定されていて、実際の場合にその人がいないと対応が遅れることにもつながります。さまざまな場面を想定した日頃の訓練と情報の共有化が大切であり、教員と児童生徒のみの訓練ではなく、全教職員による日常的訓練と反省を繰り返す中で日常的に見直していくことが求められます。

さらに学校内だけの閉じたシステムでなく、外部の資源を活用できる開かれたシステムを持つ組織でなくてはなりません。学校規模等にかかわらず外部との対応や情報収集・提供、管理人員の増強など、校外組織との連携が望まれます。

(3) 危機管理に対応した事例

ここでは、学校事務や事務職員の可能性について考えていくために学校での様々な危機管理に対応した事例を取り上げます。

【事例1 京都府H中学校の取組】

H中学校では、生徒が健康安全について理解し、自らが健康で安全な生活を営もうとする態度を育てるといふねらいのもと安全管理、安全教育の見直しが行われ、教職員の意識改革並びに生徒の主体的な活動を取り入れることが行われました。その具体的な内容として、

- ・年間指導計画の中に安全安心な学校づくりを目指す項目を設定した。
- ・安全管理として教室出入りロドアガラス・窓ガラスを透明なものに替え見通しをよくした。
- ・学校独自の実効性のある不審者対応マニュアルとして、各教室に応じたマニュアルと作成するとともに、教師用(子どもの安全が確保される対応が迅速・的確に行われ、状況に応じて臨機応変に対応でき、かつ分かりやすく)、生徒用(事件や事故、災害はいつでも、どこでも誰にでも)という意識と対応ができるよう2種類作成した。また、防犯教室を行いマニュアル検証をした。
- ・専門家による普通救命講習や水分補給学習会を開催することにより、生徒自らが自他の命を守るこ

とについて学習した。

この取組で、学習や訓練、家庭や地域社会とのネットワークの強化を図り、生徒に年間を通して生命を尊重した安全な生活を営むための正しい判断力と実践力を意識させることができました。

【事例2 安全マップづくり 秋田県B小学校の取組】

平成18年県内で発生した児童行方不明、遺体発見という事件を受け、児童の命を守る安全対策が急務であるとして、安全マップの取組が行われました。夏季休業中に親子で地域の危険箇所と通学路の危険箇所を調べ、その記録を持ちより地区ごとにまとめたマップを校内に提示しています。また個人で調査したものとまとめたものを持ち、安全日に危険箇所の確認をしています。またマップを掲示することで日常生活の中で危険箇所について意識することができています。

【事例3 学校運営協議会 川崎市T小学校の取組】

川崎市のT小学校では、平成18年の開校と同時に学校運営協議会（以下、協議会）を立ち上げ地域とともに学校づくりに取り組んでいます。協議会の特徴としては全教職員が、協議会の専門部に所属して活動に取り組んでいることです。専門部会の一つである、「安全安心部会」では、協議会委員、町内老人会、わんわんパトロール、PTA、教職員により、登下校時の情報交換や地域パトロールの活動に取り組んでいます。協議会が目指すものとして「・・・中略・・・、児童、保護者、地域住民及び学校教職員が相互に信頼関係を深めるとともに、家庭、地域及び学校がその教育力を相互に深め、共に児童の豊かな学びと育ちの創造をめざすものとする。」と要項に定め活動をしています。

【事例4 防犯 大垣市の「さわやか みまもりEye」の取組】

岐阜県大垣市の「さわやか みまもりEye」は、事務職員が地域の人との関わりを持つことによって、学校内外のネットワークが広がり、小さな試みが大きな効果へと発展した例です。

Y事務職員が大垣市のA小学校に赴任したころ、不審者による子どもへの危害が全国的に報道され、また市内の小中学校でも不審者に関する情報が頻繁に伝えられるなど、子どもが危険にさらされている状況でした。A小学校では不審者対策のため、PTAの協力も得て集団下校の取組を行っていましたが、Y事務職員はさらに安全に対するネットワークの網の目を幾重にもかけ、網の目を小さくし危険度が最小限にしようと考えました。その実行策は「地域の方たちの散歩の時間を、児童の下校時間に合わせてもらう」という取組を校内で共通理解を図るとともに、PTAや来校したボランティア、自治会、地区の青年育成委員会、老人会等諸団体へ投げかけました。この諸団体の一人一人の散歩が平成16年度にボランティア活動として全市に広がる「さわやかみまもりEye」に発展しました。市の調査により不審者出没の激減がわかり、新聞にも報道されました。

【事例5 施設設備 「施設設備の安全点検」についての共同実施の取組】

埼玉県越谷市では平成17年度より、「財務担当者として校内の安全点検を複数の事務職員で行うことにより、迅速確実な対応を行い、適切な施設設備の維持に努める。また、教育環境の学校間格差解消に寄与する。」ことを目的とし、共同実施による学校施設設備の巡回点検を行っています。

点検は夏季休業中の2日間で、共同実施校10校11名の事務職員が3グループに分かれて実施し、その結果を学校ごとに総括表にて報告しました。さらに翌年は、危機管理・安全管理・建物構造について実地研修を通して学ぶことにより、建築基準法改正の持つ意味や考え方、非常時の避難場所としての学校の機能等も加味しながら点検を行うことができました。

19年度は、前年度の指摘箇所が適正に修繕されているかの検証や、災害時の視点からの点検も行いました。その結果、昇降口の階段中央部分にプランターを置き草花を飾る学校が多いが、景観は良いが非常時の避難経路としてはどうか、各教室の出入りに本棚が置かれている、廊下に本が入った大きな本棚・展示戸棚が固定されずに置かれている等の課題もわかりました。

共同実施による点検で明らかになった改善を要する箇所は、学校の配分予算で対応できるような軽微なものは少なく、多くは教育委員会での対応が必要な多額の費用を要するものでした。この点検結果を受け、屋上の危険箇所については、教育委員会が全校調査を行い、補正予算を組み年度末に工事を実施する等迅速な対応がされました。

【事例6 個人情報取扱いハンドブック作成・活用 上越市の取組】

新潟県上越市では、平成18年10月全校に校内LANが整備され、ネットワークセンターを中心に市内76校がネットワーク化されました。そのような中、個人情報保護の重要性が増すとともに、学校現場での個人情報の取り扱いへの苦慮や不安への対応等、具体的な対応の指針の必要性が生じました。学校現場と支援組織により個人情報取扱いハンドブックを検討し、作成することとなりました。プロジェクトチームには事務職員11名が参加し、「学校現場で生きる」ハンドブックという視点で作成に関わりました。ガイドライン編・マニュアル編からなるハンドブックには、「年間行事及び執務で取り扱う個人情報とポイント」が掲載されていることが特徴です。新年度準備における調査票取り扱いのポイントや部活動大会参加に関する個人情報の取り扱い、卒業時における子どもの作品の取り扱いなど年間を見通した個人情報の取り扱いが実例をあげまとめられています。

これらの事例からは、子どもを危機から守るためには、安全教育を充実させ子ども自身に危険を回避し、防ぐ能力を培うとともに、行政や地域社会を含めた学校内外の関係者全ての努力で危機を防ぐシステムを構築する必要があることがわかります。

事例2で取り上げた地域の安全マップの取組からは、子ども自身が季節や時間に応じて場所の危険性を判断し、自ら「気づく」過程の中で、危険を回避する能力を養うことができます。事例3や事例4で取り上げた学校運営協議会や地域のボランティアと連携した取組は、地域コミュニティの協働と当事者意識を高め、保護者、地域住民とともに学校内外の危機管理の問題点を発見し、解決策を立案実行して、問題解決につなげていく可能性を示しています。落書きやゴミの放置、雑草の繁茂する場所など小さな秩序の乱れや管理の行き届かない場所は、犯罪につながる可能性があります。学校や地域にこのような場所を作らないように、学校を取り巻く地域社会全体で改善の努力を重ね、危機を防ぐことが重要です。住民の意向を活かし、地域の中にこれらのシステムを作ることは行政の大切な役割です。事例5は共同実施による巡回点検の取組ですが、学校安全の観点から組織的な学校事務を展開し、教育委員会との連携を図ることにより、市内全体の教育環境を充実させることができました。

個々の組織や人が危機管理を行うだけでなく、相互のつながりを意識し、内外の経営資源を活用することが重要であり、そこに事務職員の学校内外を総合的につなぎ広げる役割があると考えます。

2 危機管理と事務職員

学校事務に責任を持ち、学校経営の一翼を担う事務職員として、今後危機管理にどのように関わっていくことが望ましいか、事務職員からの取組を考えます。

(1) 愛知大会アンケートの結果に見る「情報管理と危機管理」と事務職員の関わり

全事研は、年次別課題である「情報管理や危機管理」に対して事務職員がどのように取り組んでいるかを調べるため、愛知大会においてアンケートを実施しました。

平成19年7月愛知大会アンケート（アンケート回収数 638 無回答 38 有効数 600）

設問1. 情報管理に関して、あなたが学校で取り組んだことがあるのはどのようなことですか。

設問2. 危機管理に関して、あなたが学校で取り組んだことがあるのはどのようなことですか。

設問3. あなたは、今まで自校の学校改善に向けた提案（実践）を行ったことがありますか。

提案の有無に○、また提案した場合は下記の選択肢番号をご記入ください。

設問4. 今後事務職員が情報管理や危機管理を含め自校の全体的な学校改善に向けて取り組むことが重要だと考えることを3つ、下記の選択肢番号をご記入ください。

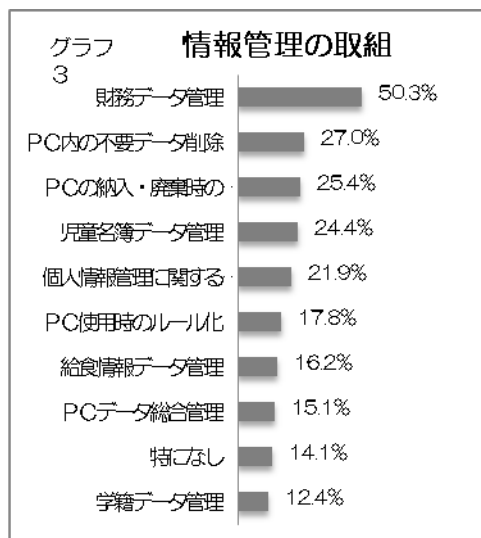
設問5. 学校改善に向けて事務職員の有用性を内外に発信していくために、情報管理や危機管理を含め取り組むべきと考えることについて3つ、下記の選択肢番号をご記入ください。

《選択肢》

1. 情報発信の充実
2. 情報管理システムの充実
3. 危機管理システムの充実
4. 学校評価への参画
5. 学校運営組織の見直し
6. 事務部運営計画等の見直し
7. 学校組織マネジメントの活用
8. 学校事務の組織化・共同実施の活用
9. 財務に関する数値データ活用
10. 保護者・地域等との連携

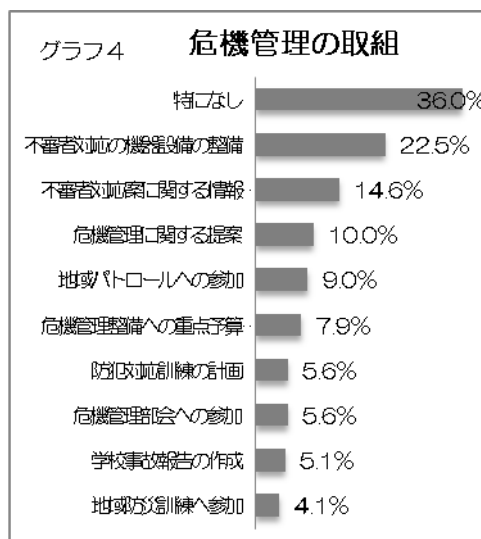
1) 設問1 情報管理の取組 (グラフ3)

情報管理の取組では、財務データ管理が最も数値が高く、事務職員の中心的な職務である財務を効果的に行うため財務情報を的確に管理している姿が表れています。また、情報管理のツールであるPCに関しては、ハード・ソフトの両面において、総合的な管理を行っている事務職員もいます。児童名簿のデータ管理に携わる事務職員も回答者の4分の1を占め、子どもの様々な情報のもとである児童名簿を管理することにより、今後他の情報も総合的に管理していくという可能性が伺えます。また回答からは、個人情報管理に関する提案を行い、PC使用時のルール化を図るなど、校内において一定のルールを作り、コンプライアンスを維持する事務職員の姿も伺えます。



2) 設問2 危機管理の取組 (グラフ4)

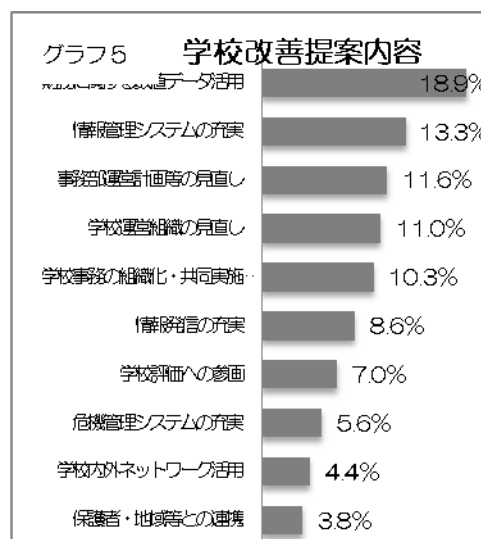
危機管理の取組は特になしとの回答が最も多く、4割近くを占めています。不審者対応の機器設備の整備、危機管理整備への重点予算措置等、危機管理の中でも財務に関係する取組が回答者の1/3であるほかは、全体的に数値が低くなっています。これは学校全体の危機管理体制の中での事務職員の役割が、財務に関連する役割に留まっているためと考えられます。



情報管理に関連して不審者対応への情報提供は見られるものの、地域パトロールへの参加や、地域防災訓練への参加など、対外的な取組は低い数値となっています。

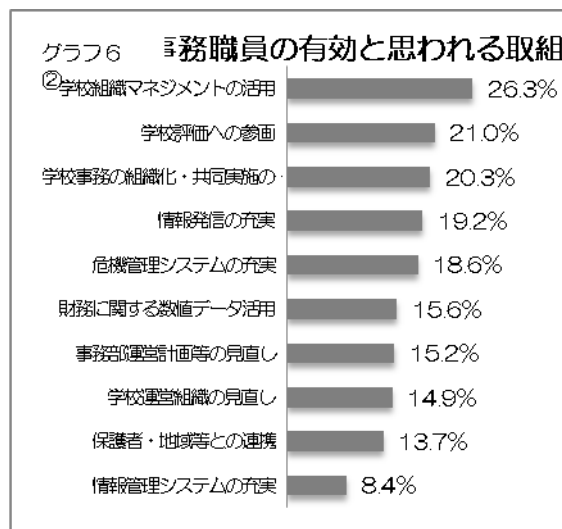
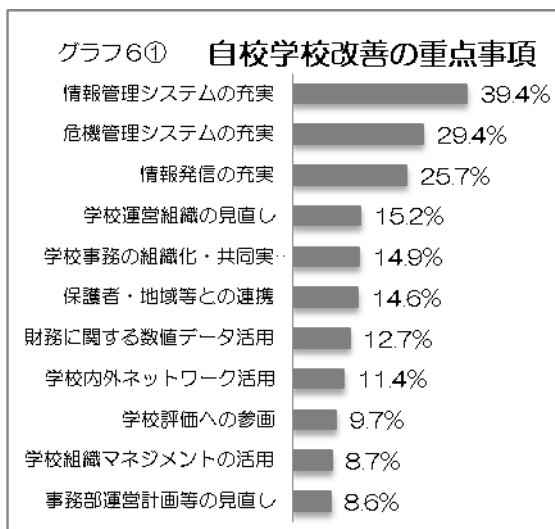
3) 設問3 学校改善に向けた提案

学校改善に向けた何らかの提案は、半数を超える事務職員が行っていました。その内容 (グラフ5) は財務に関する数値データ活用が最も多く、情報管理システムの充実がそれに続きます。しかし全事研で活動の重点事項として挙げている、学校組織マネジメントの活用の数値は全体の2.2%に留まり、表で示した上位10位の中には入っていません。



4) 設問4・5 自校の学校改善に必要な重点事項と事務職員が関わりを持つことが有効な取組

グラフ6①で約4割と最も多かったのが情報管理システムの充実で、次に危機管理システムの充実が約3割、4分の1が情報発信の充実と回答しています。設問に情報管理や危機管理も含めてという文言があったためか、それに関連した回答が上位を占めました。次いで学校運営組織の見直し、学校事務の組織化・共同実施の活用、保護者・地域との連携で、いずれも数値は15%前後です。



グラフ6②で最も数値が高いのは約26%の学校組織マネジメントの活用です。次に2割前後に学校評価への参画、学校事務の組織化・共同実施の活用、情報発信の充実、危機管理システムの充実が続きます。学校改善に向けた提案(実践)では数値の低い学校組織マネジメントの活用ですが、これは、有効性は理解しているものの、実際にはその考え方や手法・技法を校内で十分に活用し実践しきれていない実態の表れではないかと考えます。

同様にグラフ4の危機管理に関しても、取組では「特になし」が最多でしたが、理解はしているが学校内外での具体的な活動となっていない現実となっています。しかし、安全安心の学校づくりには全ての教職員が専門性を発揮することが求められており、事務職員も情報管理や財務管理を中心とした強みが活かされる可視的な行動をすることが必要と考えます。

(2) 危機管理に活かす学校情報マネジメント

学校改善に向けての可視的な行動につなげるものとして、学校組織マネジメントの考え方を取り入れることが有効とされています。第37回兵庫大会では、「学校組織マネジメントの手法によるPDCAサイクルの各段階に効果的な情報を投入していくことで学校改善を目指すこと」とした学校情報マネジメントを提案しました。ここでは、危機管理における学校情報マネジメントの活用と効果を考えます。(図4)

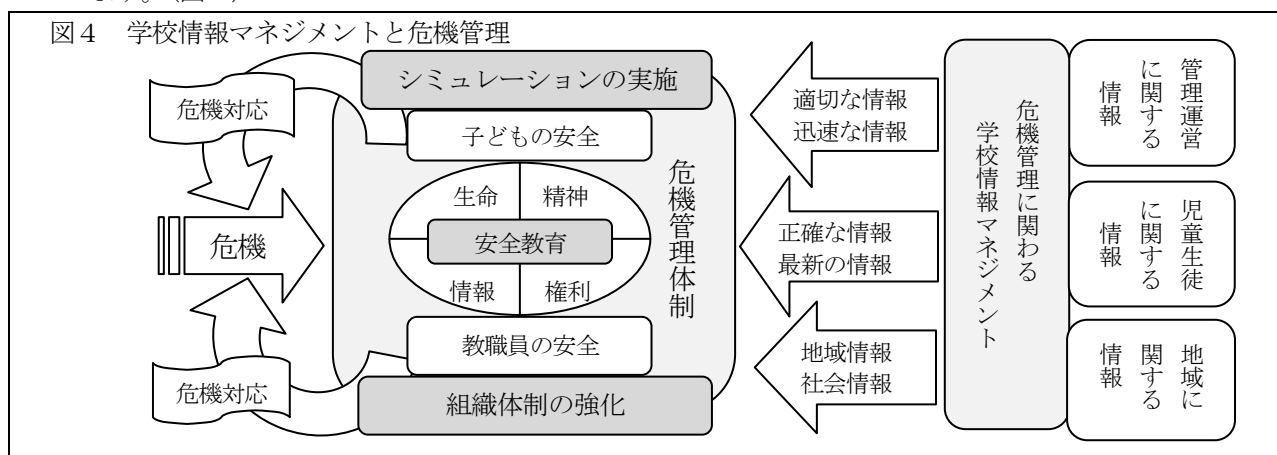


図4に示すように、学校には管理運営、児童生徒、地域等に関する様々な情報が寄せられます。それらを収集、整理、保管、活用することが学校情報マネジメントですが、危機管理に関わる適切で正確な最新情報を迅速に提供することで、様々な危機に対応できる体制づくりにつながると考えます。図4では、望ましい危機管理体制づくりとして、3つの活用を示しました。

第一に、シミュレーションへの活用です。学校では、事故や事件が発生した事後の反省から、危機

対応に向けたソフト・ハード両面における多くの整備が行われてきましたが、行政主導の均一的整備となっている場合もありました。こうした整備を基に、地域や人的配置など、学校が持つ環境条件に見合った危機管理情報をさらに効果的に活用し、避難訓練に象徴されるように、危機対応を見通した具体的な事前対応（シミュレーション）を考え安全な環境を整備することで、危機対応の迅速化、適確化、安定化が進むものと考えます。

第二に、組織体制の強化への活用です。情報の共有化を進め、シミュレーションを実施することで課題が明らかになり、学校組織としての改善が進みます。その際には、行政、地域、保護者など外部資源との効果的な連携が求められることから、学校情報マネジメントの実施が効果的です。

第三として、安全教育への活用です。そこで学習したものは学校以外でも、自然災害、地域犯罪、家庭における事故等の場面でも活用されていきます。危機管理情報を効果的に学習に活用できるよう学校情報マネジメントを展開することで、学習の支援につなげることができます。

(3) 学校情報マネジメントと事務職員

本研究では、望ましい危機管理体制づくりには学校情報マネジメントを展開する事務職員が積極的に関わることが有効であり、子どもの豊かな育ちを支援する学校事務につながると考えます。第38回神奈川大会では、「幅広い知識を持ち、具体的なビジョンを描ける事務職員であり、学校を取り巻く状況の様々な変化に対応して予測を立て、対応策を提言し、校長を補佐できる事務職員」について提案しました。ここでは、危機管理に対して、事務職員が行う学校情報マネジメントを考えます。

1) 事務職員のキャリア形成と危機管理

事務職員が危機管理に対応していくためには、経験年数に応じた資質の育成が必要です。

新採用年時では、各種危機管理マニュアルにより基本的事項を積極的に学ぶ姿勢が大切であり、事務職員に対する研修では、危機管理研修を教員との一体的研修として安全教育面から学ぶことと同時に、校内実態に即した校内安全管理研修の実施が必要と考えます。また、この時点から学校情報マネジメントを意識し、効果的な情報提供を学ぶ研修も必要と考えます。

採用2年目からは、新採用や異動教職員に対して自校の危機管理に関する基本情報を伝達説明できる経験値の蓄積が求められます。それに答えられる知識、経験、伝達のノウハウが新採用時から1年間で備わっていることが求められます。また、こうした資質形成は共同実施組織においてもOJTとして養っていけるものと考えます。

しかし、危機の発生は経験の蓄積、能力の開発を待ってはくれません。学校情報を集中して扱う事務職員は、危機対応の即戦力として採用当初から欠かせないスタッフと自覚するとともに学校としても危機管理体制に位置づけていくことは有益と考えます。

また、定数上の理由で単数配置が多い事務職員は、転任しても学校の危機管理情報の引継ぎが不十分であったり、経験豊かな事務職員でも教職員とのコミュニケーションが不十分であったりすると情報が円滑に伝わらず対応が難しいこともあります。こうした、経験年数、在校年数の不足を補うためには、自ら意図的に校内組織や共同実施組織を活用していく姿勢が必要です。

2年目以降、安全が何よりも前提にされる学校で、事務職員は学校情報を扱い、現場に見合った経験値の蓄積により、危機管理に対応するスキルを習得していきます。特に学校経営スタッフとして、学校情報マネジメントを活用するなど、主体的な実践に踏み出せば情報管理、危機管理に関するスキルは高まり、学校経営に十分貢献できる資質を持つことが可能です。事務職員の経験年数、在校年数、目的意識により関わる範囲や内容は異なりますが、定型的業務から企画提案型業務へと質を高めていくことが必要です。

2) 進化する危機管理・事務職員の戦略

学校には危機管理の視点を絶えず持ち続ける職員が存在しなければなりません。管理職及び子どもに直接関わる教員にも欠かすことのできない視点ですが、事務職員もまた一連の学校情報マネジメントを展開する中で、不断の危機管理の視点を持ち、学校情報を基に効果的な危機管理に関する戦略を

描き、目に見える行動をしていくことが大切です。

【戦略1】効果的予算計画で危機管理

学校の実態に応じて危機管理体制を整備するためには、行政にその予算措置を働きかけることが重要です。社会的要請により行政側からの危機対応設備が先行して整備される場合もありますが、財務担当者である事務職員が行政の意向と学校の教育的配慮の橋渡しをし、より一層の効果を上げることが可能です。学校教育目標の具現化を図るための予算確保と、危機管理の基盤整備に対応する予算確保を、併行して進めていくには、現実の予算獲得の厳しさがありますが、予算額の抑制から十分なことができないままにしておくことは望ましくありません。教育ボランティアや地域力の活用など、学校経営資源を強化していく方策を校内で提起することとともに、具体的事業として予算計画を組み立てます。

【戦略2】リスク・マネジメントで危機対応

学校では、地域、幼保小、小中、中高、企業などの組織や機関と様々な事業を展開する中、他校職員、NPO、ボランティアなど多くの来校者が校内を出入りすることで発生する危機もあります。また、電話での個人情報問合せ、インターネット利用による情報漏えいなど、情報管理に関する危機への対応も重要になっていることから、情報管理に取り組む事務職員の職責は重要です。愛知大会で示したネットワークを資源として学校の機能を強化する事務職員の役割を、実践していく際にも、リスク・マネジメントを意識し、学校情報マネジメントをあわせて展開することで危機管理における外部対応につなげます。

【戦略3】日常の中で安全教育を支える

安全教育を全教職員による年間を通した継続的な取組にするために、事務職員からも学校安全を意図して安全管理、保健・体育、給食、教務等の各部との連携を密にし、それぞれの意向や各校における重点課題を反映した事務部経営案を作り、日常の中で安全教育支援を展開することが有効です。

具体例として、物品購入を例とした安全教育支援を考えます。平成7年施行の製造物責任法（PL法）により被害者救済制度が整備されましたが、使用方法をよく読み、正しく使用していることが必要とされます。物品購入の計画、購入、使用に際して、安全性の配慮は不可欠であり、全教職員への周知を徹底します。日本工業規格のJISマークや（財）製品安全協会のエスジーマークによる品質の安全性、（社）日本教材備品協会のJEMA安全基準適合認定マークによる化学物質に対する安全性など、各種表示による安全性の事前確認も大切です。安全性に配慮した購入依頼や授業実践に合わせ、事務職員からの情報提供や購入計画を策定したり、教員と共に施設設備のリスク・アセスメントを実施したりするため、日頃から教職員間のコミュニケーションを図り、連携と協働の関係づくりを進めます。

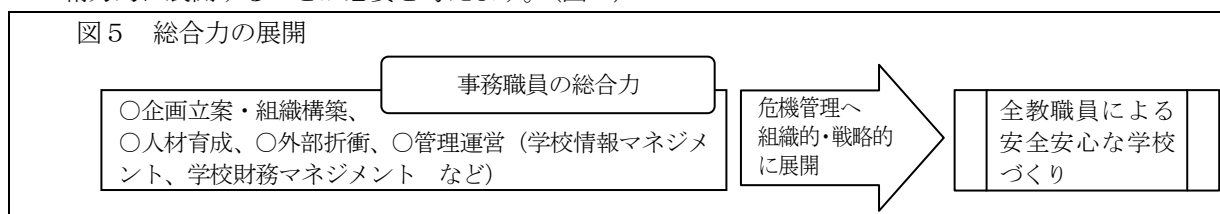
(4) 事務職員の総合力で危機管理体制づくり

教育課程の中で安全教育をより意識し、全校的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の基本計画を整備する必要があります。事務職員は学校情報マネジメントを通して、学校安全の計画、実施、評価、改善に積極的に関わらるべきと考えます。

防災面では学校と自治体との防災計画の整合を常に最新となるよう心がけることが一つのアプローチになります。そこから行政や地域との情報ネットワークの整備や人的ネットワークとの関わりも派生し渉外活動を担う展開にもつながります。また、教職員が日常的にあらゆる機会を利用して安全に関する情報交換ができるような体制づくりを図り、安全管理面の情報を蓄積し、活用できるよう加工することも事務職員の役割と考えます。例えば、生活安全面では安全学習の視点を大切に物品購入や施設維持あるいは改修、加えて校内人材だけを頼るのではなく外部人材や情報を活かすことも可能です。

危機管理はすべての子どもと教職員に関わる課題です。情報の効果的投入という「学校情報マネジメント」だけでなく、「学校財務マネジメント」「学校施設マネジメント」など事務職員の力を総合的

に展開し、全ての教職員による実効性のある危機管理体制を構築していく力量が必要とされます。そのためには、事務職員個人の経験値などの属人性に頼らない共同実施組織による支援という、組織的・戦略的な学校事務の展開も求められます。本研究では、3頁に示す4つの職務に関する事務職員力量を総合力として全力投入し、全教職員による危機管理体制づくりとなるよう事務職員からの戦略を精力的に展開することが必要と考えます。(図5)



財務管理や情報管理は事務職員の基幹的な職務ですが、教育目標を意図する学校特有の危機管理は、事務職員が基幹的な職務を教育活動支援として展開できる有効な領域と考えます。危機管理は日常のものとして学校生活全てに組み込まれていなければなりません。絶えず触発を意図した情報を教職員へ提供し、各自、各グループの振り返りにつなげ、点検、改善の流れを作り出していくことが重要です。そのためには、自らの総合力を高めると共に、危機管理への役割を事務職員も担っていくことが大切です。

第IV節 新しい時代の学校事務の展開と事務職員

日常活動における危機管理を通して、安全な学校、安心な教育環境を実現するために様々な機能や役割を果たす働きかける事務職員の姿を示しました。本節では、「新しい時代の学校」を実現するために、組織的・戦略的な学校事務を推進し、マネジメントを通して「総合力」を発揮していく事務職員像を描きます。

1 新しい時代の学校と事務職員の役割

(1) 新しい時代の学校と学校事務

社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く状況も大きく変化していますが、学校はどのような時代にあっても、魅力があり信頼され、安全に安心して過ごせる場所でなくてはなりません。新しい教育基本法のもとで、教育の目的・目標が定められ、教育振興計画の策定により国と地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進することが求められています。

「生きる力」を育むという基本理念を維持しつつ、平成21年度からの移行措置、平成23年度からの実施が予定される新しい学習指導要領のもと、義務教育諸学校はまさに「新しい時代」へ動き出そうとしています。平成10年の中教審答申以来、地方教育行政の在り方も見直され、学校は「自主性・自律性の確立」「学校の取組の評価」「保護者・地域住民の参画の推進」に向け、未だ十分とはいえませんが、着実に改善が進められています。今後は実態に合わせた教育の成果と効果、実績を示していくことが求められてきます。

一方で地域の力を学校に積極的に導入し、保護者や地域住民の意向が学校経営に直接反映されていく仕組みが整えられようとしています。学校評議員制や学校運営協議会に加え、現在、社会全体で学校を支援する学校づくりをねらいとした新たな「学校支援地域本部」事業が平成20年度から1,800か所の全市町村を対象に進められようとしています。地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備していくとするもので、学校支援ボランティアや外部の専門人材との調整が必要となります。また、地域住民にとっても、学校で子どもの支援にあたることは、子どもに接する機会を増やすことになり、それは地域教育力の向上と絆の強化にもなり、同時に生涯学習社会の実現の場ともなります。

これら新しい時代の学校の実現には、学校経営と学校事務の新たな展開が必要であり、組織的取組と説明責任を果たすシステム、そして、前節までに示したような学校内部に留まらない外部機関、地

域社会や家庭との相互連携の推進が大切です。

学校事務は、子どもの「生きる力」を育むという教育の基本理念の実現に向け、教育の質の向上と就学保障のための教育環境を整備し、学校支援組織等と連携・協力しながら、学校経営ビジョンに基づく新しい時代の学校づくりを推進していくものです。それは、全国的に質の高い安定したものでなければなりません。今後は自治体の広域化、規制改革、地方分権、高度情報化、国際化、少子高齢化等の外的環境の変化に対応しながら、新しい教育に対応して「学校組織、学校情報、学校評価、ネットワーク、学校財務、施設設備、カリキュラム」の7つを新しい時代の学校事務の領域と考えます。

(2) 学校経営ビジョン実現に向けた新しい時代の事務職員の役割

学校経営ビジョンを実現し、子どもの豊かな育ちを支援していくことを目的として、新しい時代における事務職員の役割を考えます。

1) 事務職員の役割と4つの機能

これからの事務職員は、前述の7つの領域について、校内においては他の教職員と協働し、時には外部の機関や人材と連携を取り、円滑に学校運営が推進されるように仕事を進めることが重要です。中でも、危機管理、学校裁量予算等裁量権の拡大に伴う学校財務運営への対応、情報の公開と学校評価、教員が教育に専念できる体制づくり、学校経営参画などに重点を置いて役割を果たしていく必要があります。その遂行のために必要な機能を次のように考えます。

4 つ の 機 能	コーディネート機能	校内、地域・ボランティアとの連携を推進する連絡調整機能 学校を取り巻く情報を有効に活用して、経営資源をつなぎ広げる機能
	ファシリテート機能	ニーズに応じた取組を進め、相互理解を深め、問題解決、合意形成に至るプロセスを推進し、組織内の合意形成を促進する機能
	メンタリング機能	教職員、子どもの意識とやる気と成果を効果的に高める教育支援機能や、保護者への対応、事務職員間の相互支援
	プロデュース機能	学校経営スタッフの一員として、学校教育目標の具現化に向け、様々な経営資源を活用し、目的に応じて仕組みを作り出していくことで、地域と一体となった新しい学校を創りあげていく機能

コーディネート機能及びファシリテート機能については、これまでもその重要性を示してきました。メンタリング機能については、教員への直接・間接的な支援、保護者や子どもの心のケアなどが考えられ、自らの成長を大切に捉える学校現場においては、教職員にとり欠かせない機能と言えます。

プロデュース機能は、今後は校長や副校長、教頭、主幹等の経営スタッフと共に学校経営を担う一員として、地域と一体となって新しい学校を創りあげていくために特に重要な機能です。日本では「プロデュース」あるいは「プロデューサー」という言葉の定義は曖昧のまま、時に応じてそれぞれの解釈により使用されていると言われます。例として公教育の存在に近い公立文化施設におけるプロデュースの役割をあげると、「施設の運営や事業の実施に必要な資金を集め、それを有効に活用し、芸術文化と経営のバランスを取りながら、資金提供者（地域住民・納税者）により多くの利益をもたらすことにある」とする考えがあります。公立学校は自ら資金を集めることはできませんが、税金と保護者負担金で運営される学校の主な資金提供者は地域住民・納税者であり、経営資源を有効に活用し、教育的視点と経営のバランスの上に諸事業を推進し、子どもの健やかな育成を果たすことで、受益者の利益を最大のものにしていくことができると言えます。

学校経営の各場面において、これらの機能を果たすことで、新しい時代の学校事務のミッション、子どもの豊かな育ちを支援することにつながると考えます。

2) 4つの機能と事務職員の仕事—学校安全を中心として—

次にこの4つの機能と事務職員の仕事の関わりを、学校安全を中心として具体的に考えます。表8は、文科省の提言「総合的に子どもの安全を確保する学校安全計画の策定について」から学校安全の

充実を図るための方策を抜粋したものです。ここに事務職員からの支援例と4つの機能の関わりを示しました。財務事務から情報発信、教育支援まで、様々な取組を通して、説明責任を果たし、企画立案、渉外、連絡調整など学校経営を担う役割が見えてきます。それぞれの役割が有効に機能し、各分野で取り組まれた成果が有機的に結びつくことで学校教育目標の達成につながるものと考えます。

表8 学校安全の充実を図るための方策と事務職員の関わり

学校安全の充実を図るための方策について		事務職員からの支援例
総合的に子どもの安全を確保する学校安全計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの身の回りの事件・事故、自然災害などに対応した安全教育・安全管理が行われること ○事件・事故、自然災害に対応した学校安全計画の策定 ○通学路も含めた適切な安全点検の実施 	カリキュラム作成支援 安全計画策定支援 ハザードマップ作成 安全点検表再構成 【コーディネート機能】 【ファシリテート機能】 【メンタリング機能】
学校施設の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯監視システムの整備・学校施設設備の定期的又は随時の安全点検 ○学校施設の耐震化を推進するとともに、安全上問題のある老朽施設の解消を図るよう求める 	施設設備の常時点検 予算要求資料作成 行政機関への提言 【コーディネート機能】
学校における安全管理体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校安全に関して、関係職員の連携の核となる教職員を明確にするなど学校内の安全管理体制の確立 ○警備員の配置、地域のボランティアによる学校内巡回等、多様な人材の活用による学校安全体制の強化 	校内組織再編提言 積極的な校内巡視 関係各機関との連絡調整 【コーディネート機能】 【プロデュース機能】
緊急時に的確な対応ができる校内体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○危険発生時に円滑かつ的確に所要の対応ができるよう【危機対応方策】を策定 	マニュアル作成支援 危機対応訓練開催支援 【メンタリング機能】
学校安全に関する教職員の資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○事前・発生時・事後の三段階の危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、教員養成段階における教育及び現職研修において、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保・充実を図る ○具体的な事件・事件事例の分析を含め、実践的・効果的な教材開発を進める 	研修・講習の紹介 研修立案・提言 カリキュラムに応じた教材の選定・購入 教材教具の開発支援 【コーディネート機能】 【メンタリング機能】
家庭・地域社会との連携による安全管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域社会が連携した取組を進めるための日常的な学校と家庭や地域との連携 ○PTA、ボランティア、自治会、警察等の関係機関などからなる「地域学校安全委員会(仮称)」の設置などの取組 ○スクールガード・リーダーなど専門的な知見を有する者を活用し、学校安全ボランティア活動の充実・強化を図る ○学校における安全教育・安全管理を実施するため、警察、交通安全団体、消防署等の地域の関係機関の専門的知見を活用する取組の推進 	学校だより作成・配布 学校HP記事作成・更新 地域ボランティアとのコーディネート 関係各機関との連絡調整 啓発教室等の企画提案 【コーディネート機能】 【プロデュース機能】

横断的に

3) 提案型学校事務の推進

既に述べたように、仕事の内容を定型的業務から企画提案型に転換していくことが大切です。表8に示した事務職員の支援例の中にも、能動的に働きかける事例が多く含まれています。新しい時代においては、教職員がそれぞれの専門性を発揮し、協働することで学校経営ビジョンの実現を目指します。公立学校に求められる期待や役割に応え、事務職員も学校経営ビジョン実現に向けて、学校教育への広い視点を持ち、定型的業務から企画立案、調整、マネジメントに、その職務の重点を移動させようとしています。

第Ⅲ節で取り上げた実践例の、地域との関わりを積極的に持ち地域全体の力を学校安全に結びつけ

た例、財務担当者として学校安全点検を共同実施組織で行い教育環境整備の学校間格差解消に取り組んだ例は、危機管理意識を持ち説明責任を果たせる資質を持った事務職員として、学校経営の中核を担う職務内容への転換を図った事例です。学校安全、危機管理に関しても、事務職員からの積極的な働きかけが必要と考えます。

現在、学校保健法では学校の保健や安全に対して学校保健安全計画を立て実施するよう規定されていますが、安全に関する計画は安全点検の例示のみとなっています。より学校安全を充実させ、子どもを危機から守るためには安全教育、安全管理、組織活動を一体として密接に関連させる必要があります。また、それらの評価を反映させるためにも「学校安全基本計画」という見取り図を学校が作成することが必要です。全ての学校が作成することにより学校安全を基礎に子どもの豊かな育ちを展開する学校づくりが進むと考えます。教育課程における学校安全をより意識し、全校的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の基本計画を整備します。こうした取組は学校の総合力が必要であり、事務職員も学校全体の動きを的確に把握し、PDCAサイクルをふまえて積極的に関わることが必要です。(図6)

図6 学校安全基本計画作成に向けた全体構想図と事務職員の関わり

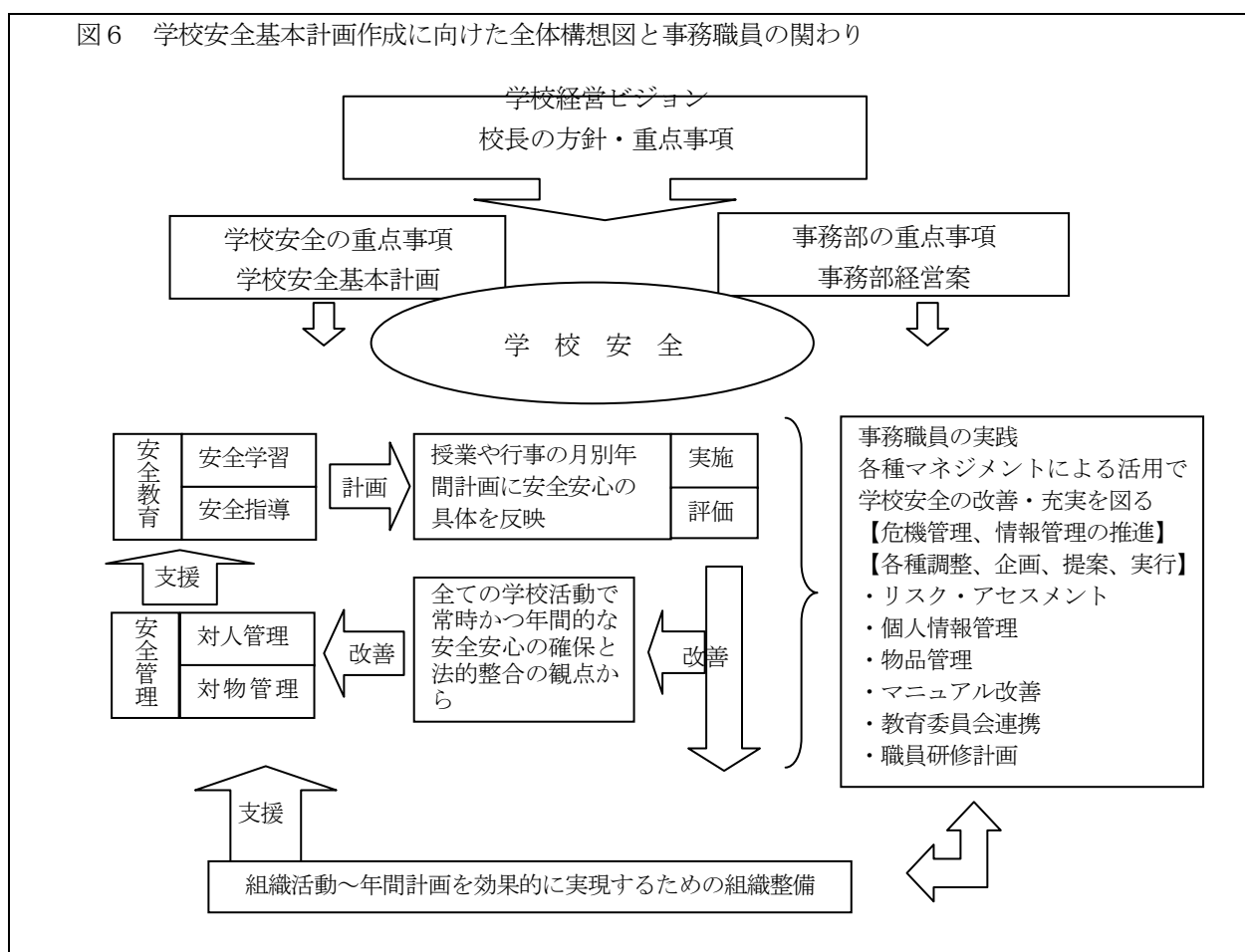


図6に示した、計画、実施、評価、改善に学校情報を総合的に管理し学校事務に責任を持つ私たち事務職員が積極的に関わるべきと考えます。例えば、防災面では学校と自治体との防災計画の整合を常に最新となるよう心がけることが一つのアプローチになります。そこから行政や地域との情報ネットワークの整備や人的ネットワークとの関わりも派生し渉外活動を担う展開にもつながります。

次に学校がどのような視点観点を持つことが必要なのか、文科省発行の『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』から学校安全基本計画例(小学校)を一部抜粋し、それに対応する事務職員の具体的な活動を示します。(表9)

表9 学校安全基本計画と事務職員の活動（例）

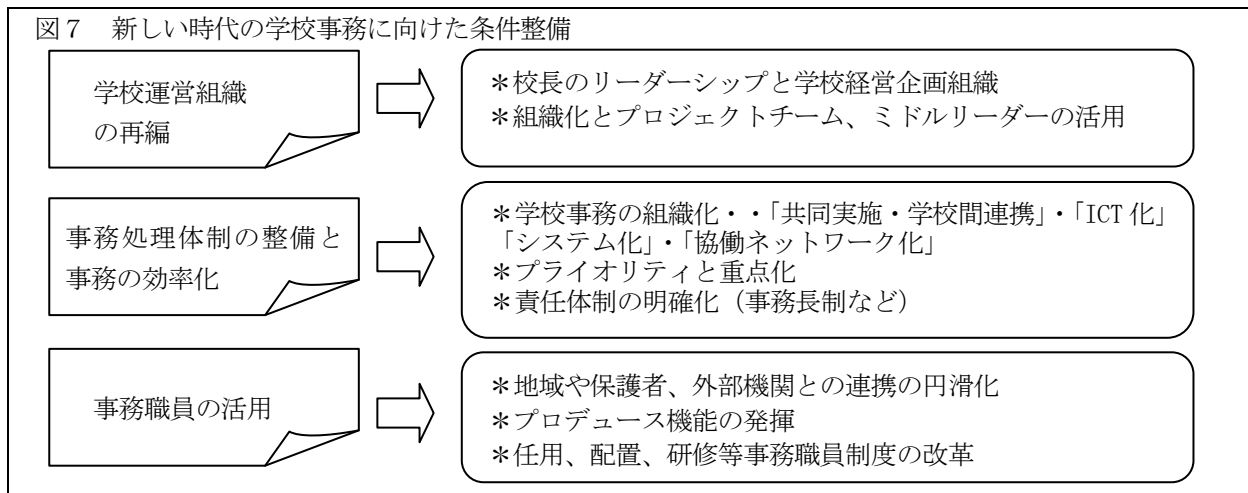
学校安全基本計画例（小学校）				学校としての 視点観点	事務職員の活動	
項目	月	4月	5月			6月
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	<p>総合力を日常的に発揮</p> <p><u>P（企画）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全全体を見通した視点で企画運営に関わる ・実態に応じた学校安全への予算計画 ・人材ボランティアの確保 <p><u>D（実行）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全に関する情報収集・整理・活用 ・カリキュラム作成支援（学校保有の教材教具や施設の安全な使用から関わる） <p><u>C（評価）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価に学校安全の視点から関わる <p><u>A（改善）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員、地域との情報共有と協働 ・学校安全を総合的にとらえ、具体的な改善策を教職員と策定する <p>・安全点検表再構成</p>	
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切		
安全学習	生活	地域巡り時の交通安全	野外観察の交通安全	公園までの交通安全		
	理科	アルコールランプ、虫眼鏡、移植ごて	カバーガラス、フラスコの使い方	スコップ、ナイフの使い方		
	図工	はさみ、カッター等の安全な使い方	写生場所の安全な選定	のこぎり、金づち、釘の使い方		
	家庭	針・はさみの使い方	アイロンの使い方	食品の取扱い		
	体育	固定施設の使い方	鉄棒運動時の安全	水泳前の健康観察		
	総合	「わが町探検」（3年）				
安全教育	学級活動	低学年	通学路の確認 子ども100番	休み時間の約束 遠足時の安全		雨天時の約束
		中学年	通学路の確認 誘拐のおこる場所	休み時間の安全 遠足時の安全		雨天時の安全な過ごし方
		高学年	通学路の確認 交通安全から身を守る	休み時間の事故とけが 交通機関利用時	雨天時の事故とけが	
	児童会活動	代表委員会	クラブ活動開始	ユニセフ募金		
	主な学校行事等	入学式 避難訓練 春の交通安全運動	遠足 体力テスト	避難訓練 起振車 プール開き		
安全管理	対人管理	安全な通学の仕方 安全のきまり設定	固定遊具の安全な使い方	プールでの安全のきまり確認		
	対物管理	通学路の安全確認 安全点検年間計画の確認	諸設備の点検及び整備	学校環境の安全点検及び整備		
学校安全に関する組織活動		春の交通安全運動時の教職員、保護者の街頭指導	校外における児童の安全行動把握、情報交換	学校安全（保健）委員会	<p>・学校における安全指導の目標、内容に基づき、学年別（子どもの発達段階に応じた）・月別に系統的に示す</p> <p>・学年別に題材設定をし、ねらい・内容・時期（季節・天候等自然条件など）を明確にする</p> <p>・より具体をあげて指導する計画を立てる</p> <p>・地域の安全文化の創造に貢献できる視点を育む</p> <p>・地域や学校における安全に関する課題の共有</p> <p>・安全に関する自主的活動の支援</p> <p>・直接安全について学ぶことを目的とする行事の設定 ・儀式的行事等に対する安全の配慮</p> <p>・安全に関する社会的要請、行政的要請の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備、器具・用具の安全点検 ・学校生活の安全のきまり、約束 ・通学路の設定、安全点検 ・自転車使用のきまり ・避難場所、避難経路の設定、点検確保 <p>・教職員の役割の明確化 ・地域関係機関、団体との連携</p>	

（中学校は参考例として最終ページに収録しました）

(3) Action! 新しい時代の学校事務の展開に向けた条件整備

学校の裁量権の拡大等に伴い、学校財務やカリキュラムなど学校で判断し、企画実施できる業務が増加しています。学校の権限拡大にふさわしい学校運営組織の見直しや、人員配置が必要となります。さらに平成19年3月の中教審答申では、事務職員が学校運営に一層積極的に関わること、その支援により、教員の事務負担を軽減することができるよう事務の共同実施の促進・事務職員の質の向上のための研修の充実、事務処理体制の充実を図ることが提言されています。

次に事務職員が今後、学校事務を展開していく上で必要な条件整備を示します。(図7)



1) 学校運営組織の再編

学校では、調和のとれた学校運営を行うためにふさわしい校務分掌が整えられています。しかし多くの学校で校務分掌は単に役割分担図にとどまり、責任の所在が不明確であり、連携がとりにくい運営組織であると指摘されています。学校教育法の改正により副校長、主幹教諭、指導教諭等新しい職が導入されることに伴い、学校運営組織の再編が必要となります。

学校運営組織は、事務職員をはじめ、それぞれの専門性を持つ教職員を包括したものであり、特に学校経営の基幹的職員である事務職員と新しい経営スタッフ層との職務内容やその関係を整理するとともに、学校の組織運営におけるそれぞれの明確な位置づけを図らなくてはなりません。

例えば校務分掌を領域ごとの組織編成に再編する事例もあります。既存の校務分掌を使いつつ校内行事に合わせて目標達成型のプロジェクトチームを編成することも可能です。学校規模や定数配置等の実態に合わせ、よりふさわしい学校運営組織の見直しを行うことが求められます。いずれの場合も内外の環境変化に対応し、柔軟に対応できる機動的な組織であることが大切です。

2) 事務処理体制の整備

教員が抱える事務負担を軽減し、子どもと向きあう時間を十分確保することが、大きな課題となり、地域支援本部など教員の行う学校事務のアウトソーシングや地域ボランティアの活用による事務処理体制の導入が現実のものとなってきました。今後はそれを視野に入れた事務処理体制の整備を考えていかななくてはなりません。

これまで各地において共同実施等事務の組織化が推進され、教育委員会、学校間を含めた事務の再配分が試みられてきました。多くの地域で一人の事務職員が1校の事務処理を行うのではなく、共同実施組織でその組織内の学校の事務処理を行う体制が作られています。今後は事務の共同実施組織を発展させ、その組織に事務長(仮称)を置き、権限が付与されるように制度の整備がなされれば、責任体制も明確になり、新しい時代の学校事務の質はさらに高まるものと思われます。

また手法として、事務の集中化・効率化を図り、学校全体を見渡した「組織化」「ICT化」「システム化」「協働ネットワーク化」などを進める必要があります。加えて現在の業務について、その必要性を大胆に見直し、取捨選択し重点化していくことが重要です。

3) 事務職員の活用

事務職員は、教員と異なる視点から校長を補佐します。地域連携が円滑に進むために学校内外の連絡調整・渉外の役割を果たすこと、学校事務の専門性を活かし、前述の4つの機能を発揮して学校組織活動を推進させることが可能です。学校事務の組織化や権限委譲に対応する事務処理体制を再構築し、学校事務の機能を充実させることも喫緊の課題です。事務職員が学校経営の一翼を担い、学校内外のニーズを把握し、学校事務を中心になって進めていく体制を作るために、既成の制度の大胆な見直しも必要です。任用、配置、研修等、各都道府県によりさまざまな形態がありますが、事務職員が学校に配置されている本来の目的を問い直し、学校において質の高い安定した事務機能を発揮するために、任用や職務権限など事務職員制度そのものの見直し、キャリア形成に応じた体系的研修制度の確立が図られていくべきと考えます。

2 子どもの豊かな育ちを支援するために ～ 第7次研究中期計画に向けて ～

事務職員は、変化の激しい時代にあってもミッションはこれまでと変わることなく、子どもの学びを保障し、豊かな育ちと自立に向けて、教育条件を整備する新たな役割を果たしていきたいと思えます。豊かな学びの場を実現し、教育活動の円滑な実施に向け諸機能を発揮し、子どもの育ちを支援する責任を果たしていきます。

(1) 生きる力～子どもの豊かな育ちを支援するために

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもには「生きる力」と「確かな学力」を育むことが必要です。この「生きる力」を育むという理念は、平成23年度より順次実施される新しい学習指導要領にも引き継がれています。「生きる力」は、子どもが自ら課題を見つけ、学び、主体的に判断・行動し、より良く問題解決へ向かう力です。例えば安全教育の目的もそこにあり、子どもが自ら危険を察知し、回避或いは軽減できるような力を身に付けさせることがねらいです。同時に学校は、子どもが安全安心に生活を送ることができ、保護者が安心して我が子を送り出したいと思える場でなくてはなりません。そこで学校事務の面からも、総合的な安全計画や緊急時における対応方策の策定などを提案していく必要があります。

今回取り上げた安全教育に限らず、子どもの「選ぶ」「学ぶ」「巣立つ」ライフステージは、それぞれの場面に「生きる力」を支える学校事務があります。(図8)

図8 子どものライフステージと学校事務

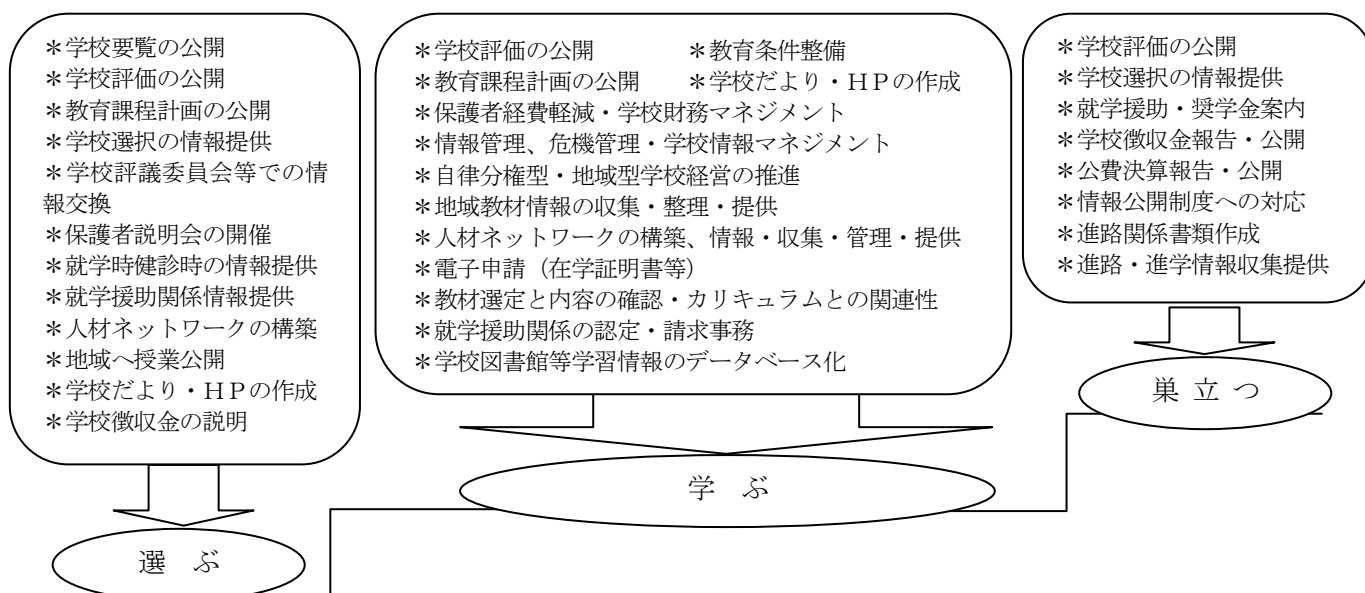


図8は高知大会で提案した「学校事務機能表」から個業を抜粋し、段階に応じる形での関わりを図に示したものです。学校事務は教育支援や学校経営に機能しますが、効果的な提案、実践がなされることにより子どもの育ちを支援します。

図8からは、学校事務として関わる個業が単なる事務処理以上の役割を持つことがわかります。それは情報を活用した学校経営であり、効果は教育支援にまでに及びます。とりわけ「学ぶ」ステージでは経営資源を効果的に組合せ、投入する教育支援の関わりを重視していくことが大切です。その前提として、第6次研究中期計画のまとめである今年、それぞれのライフステージの場面において、学校事務を担う事務職員が経営資源を活かし、学校経営の円滑な実施および教育活動を支えることで、学校で学ぶ子どもへの責任を果たして行くことができることを再確認することが大切です。

(2) 生きる力を支援し、地域に根ざし、共に教育を創る事務職員

子どもの豊かな育ちを支援するために、教育活動に創造的に関わっていく事務職員を展望したいと思います。それは、校長を補佐し、学校財務・学校情報・施設設備マネジメントなどを中心とし、保護者や地域とのネットワーク等を通して組織的・戦略的に、課題解決に取り組み、プロデュース機能を展開して質の高い学校を創っていく「総合力」を持つ事務職員です。子どものライフステージに応じた学校事務からの支援により、学びの教育環境整備が進むことが期待できます。質の高い安定した学校事務の展開は、教員の授業環境を支え、充実することにつながります。教職員と協働し、学校運営の円滑な実施のために、判断を伴う各種マネジメントを「総合力」をもって担っていける事務職員が、校長を中心に新しい学校経営スタッフと共に学校経営を担うことのできる、これからの事務職員の役割といえます。

さらに学校は学びの場であると同時に、地域コミュニティの中心としての側面も持ちます。地域における生涯学習、社会教育の場として、更には緊急時の避難場所やメンタルケアの場としてもその責を負うこととなります。求められるその役割は広く大きく、現状の教職員の配置や施設設備の実態では、十分な機能が果たせないおそれもありますが、今後は諸条件の整備を進めながら、子どもの豊かな学びの場の実現と共に、地域の中の学校としての機能にも目を配り、行政や地域と共に諸条件を整備していくことが必要です。「総合力」の発揮は、地域に根ざした学校づくりにおいても、力を発揮することが可能です。

(3) 事務職員からのメッセージ～第7次研究中期計画に向けて

子どもがいる限り学校があり、学校がある限り学校事務があります。学校に事務職員が配置されている目的は、未来を担う子どもが明るく楽しい学校生活を送り、次世代を担う基礎的かつ確実な学力と、その生涯を生き抜く力を身につけるよう自らの職務を通じて様々な教育環境の整備を図ることで、その育ちを支援することにあります。子どもが安全安心に生活をおくり、教員が心おきなく教育活動に励めるよう教育環境を整え、地域との連携を押し進め、幅広いマネジメント能力を持ち、学校の自主・自律性を高める役割を果たすことが教育活動の円滑な実施につながります。

子どもがライフステージのなかでどのように成長していくのか、より良く成長していくための道筋を、教員や保護者等と共に創っていくことが事務職員の教育支援と考えます。学校にいるその意味を問い直し、子どもの育ちに対して、何をすることができるのか、何をしなければいけないのか、学校現場に関わっているからこそ見える様々な事象に「気づき」、「発見」をしていくことが、事務職員の役割の一つです。そして手だてを打つための行動に出ること、そういう意味での現場主義、実績主義の取組が必要とされていることを改めて提案します。

第6次研究中期計画に基づくこれまでの研究で、子どもの育ちを支援するための学校改善に向けては、経営資源を効果的に活用し、マネジメントの手法を駆使することが有効であることを明らかにしてきました。この研究成果を全国の事務職員共通の認識（コンセンサス）として確認しあうことが大切です。自治体の財政力や施策、事務職員の職務など、差異を認め合う中で、子どもの育ちを支援す

るという、より高度な方向性を志向し、共通の立ち位置に立つことを確認し合うことが重要です。その上で実践を重ねることで学校に求められる標準的な事務職員像が周知され、事務職員に求められる「子どもの育ちへの支援」という役割も周囲に認められ、市民権を持つようになるのです。全ての事務職員が自らの役割を心がけ、実践につなげていけば、学校は変化します。学校と子どもにとって必要な職であるという自負をもって職務に取り組みねばなりません。

学校事務のグランドデザインでは、「地域の中で学校全体を見渡し、外部と連携しながら個々の学校の日常の中で、情報、財務、施設設備等のマネジメントを中心として学校づくりを行う」事務職員の姿、「学校のトータルプロデューサー」を目指しています。第6次研究中期計画に基づいて4年にわたって示してきた3つの事務職員像は、全てこれからの学校に求められる、そして転換していくべき必要な要素を兼ね備えた事務職員の姿です。組織的・戦略的な学校事務の展開を通して、トータルプロデューサーたる「総合力」を発揮していくことが、保護者や地域住民の期待や意向を十分に反映し、豊かな教育環境を実現し、子どもの心身の健康・安全を確保して、魅力があり信頼される、安全安心な学校の創造につながります。まずは学校事務領域におけるトータルプロデュース機能を発揮していくことが大切です。そして、全ての事務職員が学校にいる意味をもう一度深く考え、新たな仕事宣言をし、力強く自信を持って実践を展開することを提起します。

おわりに

第6次研究中期計画では、「子どもの育ち」「教育支援」という学校事務の働きを積極的に捉え、具体的な取組例について研究交流を深め、その成果を定着させていくことが重要と考え、研究活動を進めてきました。具体的には、開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに果たす事務職員の役割として「情報」を駆使し、学校経営を担い、学校教育を推進していくことをあげ、学校情報、学校評価、ネットワーク、危機管理といったテーマを通して具現化を図ってきました。

その結果、事務職員は、これまでの学校事務領域を拡げ、子どもの育ちを積極的に支援し、学校情報の総合管理を通して経営資源を活用し、マネジメントの手法を様々な活動に反映させていくことで学校経営に深く参画し、地域連携を推し進める役割を担っていることが確認されました。一方、学校財務、学校評価の具体的取組内容や学校事務の組織化の在り方やその方向性、教育課程や学習指導要領への理解、事務職員のキャリア形成のための研修の体系化などさらに具現化を図らなければならない課題も明らかになりました。

これら成果と課題を踏まえ、第7次研究中期計画では、「子どもの豊かな育ちを支援する学校事務」のテーマをさらに深め、「教育目標達成のための学校経営ビジョンの実現」を目指します。それには、新しい教育課程における学校財務、学校評価のあり方、新しい時代の学校支援、地域連携の形態とそこに果たす学校事務組織のあり方、役割などが大きなテーマになると考えます。

また、第41回福岡大会は、学校事務のグランドデザインで示されたプロセスを実現していくスタートの年にあたります。学校事務、事務職員の「これから」が始まります。第7次研究中期計画や学校事務のグランドデザインで目指す「学校のトータル・プロデューサー」とその前提として、学校事務を統括し、つかさどる立場から「学校事務をプロデュースする事務職員」の具体的姿を描いていきたいと考えています。

今、実績（アチーブメント）が求められています。「どういう効果があったか」が問われる時代です。「学校のトータル・プロデューサー」を実効あるものにしていくには、事務職員一人一人が、学校全体、地域全体を総合的に捉え、自校だけでなく、地区、地域の学校事務、学校教育や地域教育力の向上に職責を果たしていくことが求められます。全事研では、そのためのビジョンを描き、プロセスを示しました。それは、全事研としての内外に向けたメッセージであり、新たな取組への宣言でもあります。これから先は私たち事務職員が考え、自覚し、どう行動するかにかかっています。社会に向け私たちの熱いメッセージを発信していきましょう。教育改革の実現には事務職員が必要不可欠であることを「実績」で知らしめようではありませんか。

(参考文献)

- 「学校の安全と危機管理世界の事例と教訓に学ぶ」 OECD 編 立田慶裕監訳 2005年10月発行明石書店
 「小学校における安全教育ハンドブック」 大阪教育大学編著 2007年3月発行 ぎょうせい
 「実践から学ぶ危機管理」 自治体危機管理研究会編 2006年2月発行 都政新報社
 「学校危機への予防・対応マニュアル-危機管理をどうするか」 新福知子 2005年7月発行 教育出版
 「学校でつくる 危機管理のマニフェスト」 大泉光一 2006年2月発行 明治図書
 「学校安全と危機管理」 渡邊正樹編著 2006年4月発行 大修館書店
 「図解教育現場の危機管理マニュアル」 生水雅之・廣瀬元・齋藤徹著 2005年6月発行 学事出版
 「学校安全法」 喜多明人・橋本恭宏 共著 2005年5月発行 不磨書房
 『生きる力』を「はぐくむ学校での安全教育」 文部科学省
 「学校の管理下の死亡・傷害事例と事故防止の留意点」 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 「学校安全の研究」平成19年度学校安全研究推進事業報告書 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 「新しい時代の義務教育を創造する」(答申) 2005年10月 中央教育審議会

【参考資料】 中学校における学校安全基本計画と事務職員の活動 (例)

学校安全基本計画例 (中学校)			学校としての 視点観点	私の活動 (自校事務職員として)
項目	月	4月		
月の重点		安全な登下校をしよう	<ul style="list-style-type: none"> 学校における安全指導の目標、内容に基づき、学年別(子どもの発達段階に応じた)・月別に系統的に示す 学年別に題材設定をし、ねらい・内容・時期(季節・天候等自然条件など)を明確にする より具体をあげて指導する計画を立てる 地域の安全文化の創造に貢献できる視点を育む 	
道徳		生命の尊さ		
安全学習	理科	実験時の危険防止とふさわしい服装		
	美術	教室での一般的注意		
	体育分野	施設・用具の使い方		
	保健分野	心身の発達と心の健康		
	技術・家庭	施設設備の使用上の注意 家庭科室の使用上の注意		
総合(安全)		「学区安全マップづくり」など		
安全指導	学級活動	第1学年	中学生になって	<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校における安全に関する課題の共有 安全に関する自主的活動の支援 直接安全について学ぶことを目的とする行事の設定 儀式的行事等に対する安全の配慮
		第2学年	自分でできる安全点検	
		第3学年	心の安定と事故	
	生徒会活動	安全委員会		
主な学校行事等		入学式 避難訓練 春の交通安全運動		
安全管理	対人管理	通学方法の決定 安全のきまり設定	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する社会的要請、行政的要請の対応 施設・設備、器具・用具の安全点検 学校生活の安全のきまり、約束 通学路の設定、安全点検 自転車使用のきまり 避難場所、避難経路の設定、点検確保 	
	対物管理	通学路の確認 安全点検(月1回、1日)		
学校安全に関する組織活動		春の交通安全運動時の啓発活動 保護者の街頭指導	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の役割の明確化 地域関係機関・団体との連携 	